

令和4年度

多摩市の財政状況

決算の概要

この冊子は、令和4年度多摩市の財政白書（令和6年3月発行予定）の「第3部 決算状況の推移と他市との比較」を令和5年9月定例会市議会にあわせて、発行したものです。

目次

| | |
|--|-----------|
| はじめに..... | 4 |
| 1 決算の概要 | 5 |
| 2 歳入 | 6 |
| 2.1 歳入の状況..... | 6 |
| 2.1.1 前年度からの増減..... | 6 |
| 2.1.2 歳入構成の推移..... | 7 |
| 2.1.3 歳入構成の他市との比較..... | 8 |
| 2.2 地方消費税交付金と社会保障施策に要する経費..... | 9 |
| 2.3 収入未済額の状況..... | 10 |
| 2.4 市税..... | 11 |
| 2.4.1 市税の推移..... | 11 |
| 2.4.2 都市計画税の収入額と充当事業..... | 12 |
| 2.4.3 東日本大震災を踏まえた緊急防災・減災事業について（復興増税の使途）..... | 13 |
| 2.4.4 森林環境税及び森林環境譲与税の創設と使い道..... | 14 |
| 〔コラム〕ふるさとTAMA応援寄附金について..... | 15 |
| 3 歳出 | 17 |
| 3.1 目的別経費の状況..... | 17 |
| 3.1.1 目的別経費の増減等..... | 17 |
| 3.1.2 目的別経費の推移..... | 18 |
| 3.1.3 主な目的別経費の推移..... | 19 |
| 3.2 性質別経費の状況..... | 20 |
| 3.2.1 性質別経費の増減等..... | 20 |
| 3.2.2 性質別経費の推移..... | 21 |
| 3.2.3 義務的経費の内訳の推移..... | 21 |
| 3.2.4 性質別構成の他市との比較..... | 22 |
| 3.2.5 性質別構成の他市との比較 その2..... | 22 |
| 3.3 性質別経費の分析：人件費..... | 23 |
| 3.3.1 人件費と決算総額に占める割合の推移..... | 23 |
| 3.3.2 多摩市の職員数の推移..... | 23 |
| 3.3.3 26市における市民1人当たりの人件費と決算総額に占める割合..... | 24 |
| 3.3.4 26市における職員平均年齢と市民千人当たりの職員数..... | 24 |
| 3.3.5 26市におけるラスパイレス指数..... | 25 |
| 3.4 性質別経費の分析：扶助費..... | 26 |
| 3.4.1 扶助費と決算総額に占める割合の推移..... | 26 |
| 3.4.2 扶助費の内訳の推移..... | 27 |
| 3.4.3 26市における市民1人当たりの扶助費と決算総額に占める割合..... | 28 |
| 3.4.4 市税と扶助費の変動状況：20年前を100とした場合の指数の推移..... | 28 |
| 3.5 性質別経費の分析：公債費..... | 29 |
| 3.5.1 公債費と決算総額に占める割合の推移..... | 29 |
| 3.5.2 26市における市民1人当たりの公債費と決算総額に占める割合..... | 29 |
| 3.6 性質別経費の分析：物件費..... | 30 |
| 3.6.1 物件費と決算総額に占める割合の推移..... | 30 |
| 3.6.2 26市における市民1人当たりの物件費と決算総額に占める割合..... | 30 |

| | |
|--|-----------|
| 3.7 性質別経費の分析：補助費等 | 31 |
| 3.7.1 補助費等と決算総額に占める割合の推移 | 31 |
| 3.7.2 26市における市民1人当たりの補助費等と決算総額に占める割合 | 31 |
| 3.7.3 補助費等の内訳 | 32 |
| 3.8 性質別経費の分析：繰出金 | 33 |
| 3.8.1 繰出金と決算総額に占める割合の推移 | 33 |
| 3.8.2 26市における市民1人当たりの繰出金と決算総額に占める割合 | 34 |
| 4 基金・地方債・債務負担行為 | 35 |
| 4.1 基金の状況 | 35 |
| 4.1.1 基金の積立と取りくずし状況の推移 | 35 |
| 4.1.2 基金の内訳と推移 | 36 |
| 〔コラム〕決算剰余金と財政調整基金 | 36 |
| 4.1.3 26市における市民1人当たりの基金残高 | 37 |
| 4.1.4 26市における市民1人当たりの基金増減額と決算総額に占める割合 | 37 |
| 4.2 地方債・債務負担行為の状況 | 38 |
| 4.2.1 地方債残高と地方債発行額の推移 | 38 |
| 〔コラム〕世代間の公平負担 | 38 |
| 4.2.2 債務負担行為の推移 | 40 |
| 4.2.3 市民1人当たり基金・地方債及び公債費に準ずる債務負担行為支出予定額の推移 | 41 |
| 4.2.4 26市における市民1人当たりの貯金と借金・分割払い | 41 |
| 5 財政指標 | 42 |
| 5.1 財政力指数 | 42 |
| 5.1.1 財政力指数の推移 | 42 |
| 5.1.2 26市の財政力指数 | 43 |
| 5.2 公債費負担比率 | 44 |
| 5.2.1 公債費負担比率の推移 | 44 |
| 5.2.2 26市の公債費負担比率 | 44 |
| 5.3 経常収支比率 | 45 |
| 5.3.1 経常収支比率の推移 | 45 |
| 5.3.2 26市の経常収支比率 | 46 |
| 5.3.3 26市の経常収支比率・財政力指数の関係 | 46 |
| 5.4 健全化判断比率等 | 47 |
| 5.4.1 健全化判断比率 | 47 |
| 5.4.2 資金不足比率 | 47 |
| 5.4.3 健全化判断比率等の概要について | 48 |
| 〔コラム〕実質収支額（剰余額）等を使って財政指標を算定してみると | 50 |
| （参考）決算に基づく健全化判断比率等の算定結果の詳細について | 51 |

はじめに

「多摩市は財政力が高いって言うけれど本当なの？」 「行政は財政が厳しいと言うけれどなぜ厳しいの？」 そんな疑問をお持ちではありませんか？ この冊子では、グラフや表を用いて決算から見る多摩市の財政状況をできる限り分かりやすく説明してみました。

市に入ってくる収入(歳入)の状況や収入をどのようなことに使っているのか(歳出)、また、歳入と歳出のバランス、財政の状況を計る各種指標、他市との比較等を通して、多摩市の財政状況を見てみます。そして、課題や特徴を浮き彫りにしながら、将来を展望してみます。

多摩市は令和3年に市制施行50周年を迎えましたが、その歴史は多摩ニュータウンの開発とともに発展してきました。昭和46年の第一次入居以来、人口の急激な増加とともに市税収入も伸びたことから、その税金を活用して、様々な市民サービスの充実や都市基盤の整備、公共施設の建設等を行ってきました。近年では、ニュータウン再生などの取り組みにより、今後のまちづくりにおいて大きな転換期に入りました。また、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症拡大やその後の物価高騰により、市民生活や市内経済等に大きな影響が出たことから、令和4年度においても様々な対応策を実施してきました。

今後も新型コロナウイルス感染症や物価高騰の他にも様々な変化や課題に対応していく必要がありますが、市民の生命、健康、生活を守ることを最優先とし、将来を見据えた行財政運営を行っている多摩市の財政状況をご紹介します。

数値は「普通会計」によるものです

一般会計とは

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上する会計であり、特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされています。

一方、「特定の事業を行う場合」や「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、法令で設置が義務づけられているもののほか、条例によって特別会計を設置することができます。

普通会計とは

地方財政統計上で統一的に用いる会計区分です。一般会計・特別会計の区分などは地方公共団体により異なっていますが、普通会計を用いれば同じ条件での比較ができます。普通会計は、総務省のルールに従って処理を行うため、一般会計と普通会計の決算額に差分が生じる場合があります。

○構成

経年変化は、過去からの流れをグラフで、具体的な数値は近年7年分を表で示しています。他市との比較は令和5年7月下旬時点の数値を用いています。

○グラフに記載の「市民1人当たりの…」の数値について

特に注釈のない場合、各グラフの数値は、令和5年3月31日現在の人口(148,107人)を、他市との比較のグラフの数値は令和5年1月1日現在の人口(148,210人)を基に算出しています。

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成24年7月9日に施行されたことにより、平成24年度以降の人口には、外国人登録とされてきた人口を含んでいます。

1 決算の概要

歳入決算額 704億6,167万3千円

前年度比 11.8億円 (1.6%)

歳出決算額 678億2,590万5千円

前年度比 7.0億円 (1.0%)

市税収入額 298億6,649万2千円

前年度比 5.8億円 (2.0%)

基金残高 173億6,649万8千円

前年度比 2.5億円 (1.4%)

地方債残高 160億3,809万8千円

前年度比 +4.8億円 (+3.1%)

経常収支比率 87.2%

前年度から1.7ポイント増加

2 歳入

2.1 歳入の状況

歳入総額は704億6,167万3千円となり、前年度より11億8,072万3千円（1.6%）減少しました。

市税が5.8億円、その他のうち諸収入が2.4億円、繰越金が1.7億円それぞれ増加したものの、繰入金が13.2億円、地方債が5.0億円減少したためです。

2.1.1 前年度からの増減

| 単位：千円 | | | | |
|----------------------|------------|------------|-----------|--------|
| 科目 | R3 | R4 | 増減額 | 増減率（%） |
| 市税 | 29,291,044 | 29,866,492 | 575,448 | 2.0 |
| 地方譲与税等 ^{*1} | 5,085,971 | 5,180,375 | 94,404 | 1.9 |
| 国庫支出金 | 15,794,393 | 15,342,971 | 451,422 | 2.9 |
| 都支出金 | 8,914,377 | 8,932,451 | 18,074 | 0.2 |
| 繰入金 | 4,460,042 | 3,142,786 | 1,317,256 | 29.5 |
| 繰越金 | 2,948,302 | 3,113,417 | 165,115 | 5.6 |
| 地方債 | 3,379,400 | 2,879,800 | 499,600 | 14.8 |
| その他 ^{*2} | 1,768,867 | 2,003,381 | 234,514 | 13.3 |
| 合計 | 71,642,396 | 70,461,673 | 1,180,723 | 1.6 |

*1 地方譲与税等の内訳：（地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金、法人事業税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金）

*2 その他の内訳：（分担金及び負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入）

市税については、「2.4 市税」で、税目ごとに説明します。

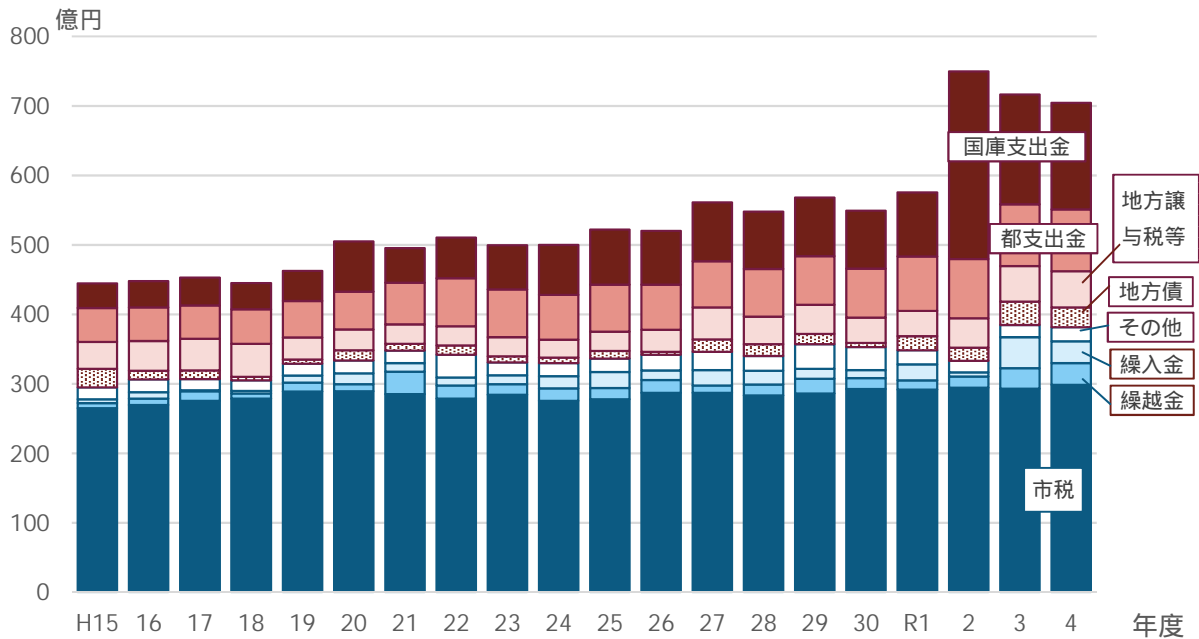
| 科目 | 増減理由 |
|--------|---|
| 地方譲与税等 | 約0.9億円、1.9%の増加となりました。企業収益が増加したことにより法人事業税交付金が約2.1億円増加したこと及び、個人消費や輸入額の増加により地方消費税交付金が約1.3億円増加したことが要因です。 |
| 国庫支出金 | 約4.5億円、2.9%の減少となりました。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金が12.4億円増加となった一方で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金が約18.4億円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金で約8.2億円減少したことなどが要因です。 |
| 都支出金 | 約0.2億円、0.2%の増加となりました。介護基盤整備事業関係都補助金が約1.2億円増加したことが要因です。 |
| 繰入金 | 約13.2億円、29.5%の減少となりました。パルテノン多摩の大規模改修工事が完了したことにより都市計画基金の取りくずし額が23.8億円減少したことが主な要因です。 |
| 繰越金 | 約1.7億円、5.6%の増加となりました。令和3年度からの繰越金の増加により決算剰余金が約7.4億円増加したことが主な要因です。 |
| 地方債 | 約5.0億円、14.8%の減少となりました。地方債の借入を行って実施していたパルテノン多摩の大規模改修工事や旧北貝取小学校跡地整備事業など大規模な普通建設事業が完了したことが減少要因です。 |

2 歳入

2.1.2 歳入構成の推移

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に関連した交付金等があったため国庫支出金が大きく増えました。その後、令和3年度も状況は変わらず、令和4年度は新型コロナウイルス感染症に関連した交付金等と併せて、物価高騰に関連した交付金等もあったため引き続き多くなっています。

市税は令和3年度に若干減ったものの令和4年度は増加となり、これまでのピークであった平成11年度を抜いて過去最高となりました。



単位：千円

| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 市税 | 28,317,204 | 28,629,843 | 29,237,529 | 29,148,873 | 29,446,609 | 29,291,044 | 29,866,492 |
| 地方譲与税等 ¹ | 3,969,945 | 4,176,122 | 3,658,357 | 3,674,427 | 4,252,524 | 5,085,971 | 5,180,375 |
| 国庫支出金 | 8,281,926 | 8,434,768 | 8,347,793 | 9,238,319 | 27,039,848 | 15,794,393 | 15,342,971 |
| 都支出金 | 6,836,744 | 7,034,915 | 7,051,530 | 7,800,381 | 8,501,401 | 8,914,377 | 8,932,451 |
| 繰入金 | 1,998,001 | 1,457,253 | 1,169,537 | 2,302,706 | 634,178 | 4,460,042 | 3,142,786 |
| 繰越金 | 1,582,588 | 2,088,967 | 1,567,927 | 1,345,185 | 1,589,244 | 2,948,302 | 3,113,417 |
| 地方債 | 1,707,800 | 1,452,300 | 571,100 | 2,004,600 | 1,882,100 | 3,379,400 | 2,879,800 |
| その他 ² | 2,106,055 | 3,549,917 | 3,326,041 | 2,036,444 | 1,631,830 | 1,768,867 | 2,003,381 |
| 合計 | 54,800,263 | 56,824,085 | 54,929,814 | 57,550,935 | 74,977,734 | 71,642,396 | 70,461,673 |

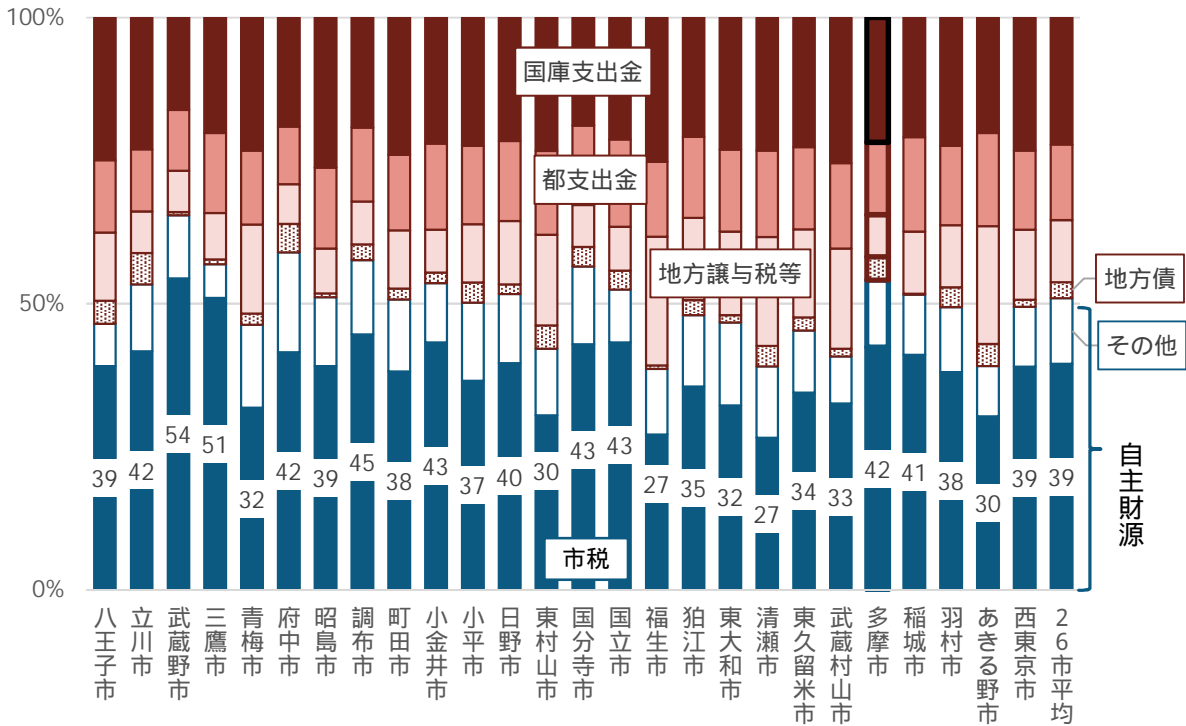
(最終決算年度から7年間)

2 歳入

2.1.3 歳入構成の他市との比較

都内26市の歳入構成をグラフにしました。

多摩市は、市税の割合が42.4%で26市平均と比べると2.9ポイント高く、26市中7番目に高い割合となっています。分担金、使用料、手数料等も含めた自主財源比率は54.1%と26市の中で6番目に高い割合となっています。



自主財源比率とは

地方公共団体の収入には、市税や手数料など自らが徴収する自主財源と、国などから収入を受ける依存財源とに分けられます。歳入総額に対する自主財源の割合を自主財源比率といい、この比率が高いほど自主性や安定性が確保されます。

2 歳入

2.2 地方消費税交付金と社会保障施策に要する経費

消費税率の引上げ（平成26年4月1日の税率5% 8%、令和元年10月の税率8% 10%）は、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費その他社会保障施策」の財源とするためのものです。地方消費税交付金のうち、消費税率の引上げに係る収入については、以下の経費に充当しました。

単位：千円

| | | | |
|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 地方消費税交付金収入額 | 総額 | うち一般財源分 | うち社会保障財源分 |
| | 3,603,234 | 1,462,812 | 2,140,422 |

2. 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

単位：千円

| 予算科目 | 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|------|---------|------------|------------|--------------------------------|------------|-----------|
| | | 特定財源 | | 一般財源 <地方消費税交付金 税率引上げ分充当> | | |
| | | 国都支出金 | その他 | | | |
| 民生費 | 社会福祉総務費 | 4,681,375 | 1,960,224 | 10,165 | 2,710,986 | |
| | 障害者福祉費 | 5,441,820 | 3,709,143 | 53,376 | 1,679,301 | |
| | 老人福祉費 | 4,215,103 | 608,587 | 898 | 3,605,618 | |
| | 社会福祉施設費 | 235,539 | 0 | 1,000 | 234,539 | |
| | 計 | 14,573,837 | 6,277,954 | 65,439 | 8,230,444 | |
| | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 472,300 | 59,037 | 1 | 413,262 |
| | | 児童措置費 | 9,130,707 | 5,956,268 | 205,118 | 2,969,321 |
| | | 母子福祉費 | 75,976 | 46,723 | 169 | 29,084 |
| | | 児童福祉施設費 | 1,638,956 | 648,196 | 153,359 | 837,401 |
| | | 計 | 11,317,939 | 6,710,224 | 358,647 | 4,249,068 |
| | 生活保護費 | 生活保護総務費 | 238,704 | 8,056 | 0 | 230,648 |
| | | 扶助費 | 4,480,198 | 3,472,094 | 0 | 1,008,104 |
| | | 計 | 4,718,902 | 3,480,150 | 0 | 1,238,752 |
| | 国民年金費 | 国民年金総務費 | 29,985 | 29,967 | 0 | 18 |
| | 衛生費 | 保健衛生総務費 | 662,045 | 184,122 | 1,417 | 476,506 |
| 予防費 | | 3,599,573 | 2,428,208 | 31,842 | 1,139,523 | |
| 計 | | 4,261,618 | 2,612,330 | 33,259 | 1,616,029 | |
| 合計 | | 34,902,281 | 19,110,625 | 457,345 | 15,334,311 | |

対象経費の一般財源総額 15,334,311千円のうち、消費税率引上げ分 2,140,422千円を充当します。
 （対象経費の一般財源総額には地方消費税交付金税率引き上げ分を充てられない人件費（1,724,445千円）及び事務費が含まれています。）

社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・生活保護 ・児童福祉 ・母子福祉 ・高齢者福祉

・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉） など

「社会保険」・国民健康保険 ・介護保険 ・年金 など

「保健衛生」・医療に係る施策 ・感染症その他の疾病の予防対策 ・健康増進対策 など

一般会計の決算額で作成しています。

2 歳入

2.3 収入未済額の状況

本来納められるべき市税や各種使用料などのうち、期限を過ぎても納められていないものを収入未済といいます。このほかにも、私費会計で扱う給食費の滞納もあります。

市では納税・納付相談を行うとともに、負担の公平性の観点からも徴収率向上の取り組みを続けています。平成22年度に全庁を挙げての取り組みとして庁内ワーキングチームを立ち上げ、総合的な収入未済の対策を検討しました。その成果のひとつとして平成24年度に制定した多摩市私債権等管理条例に基づき、統一的なルールに沿った適正な管理により収入未済の縮減に努めています。また、平成29年度は生活保護費返納金について法務担当や関係所管課と連携した相続人調査を実施し、平成30年度はこれに基づき不納欠損の取り組みを進めました。

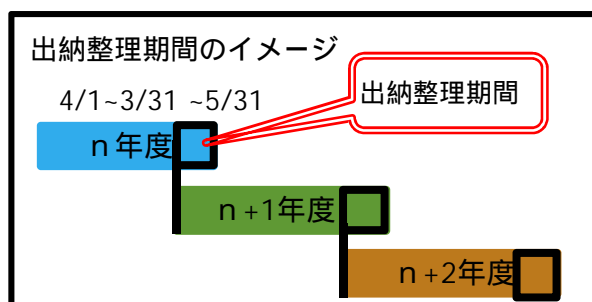
*** 一般会計及び特別会計の状況 ***

令和4年度末の一般会計及び特別会計の収入未済残高は約10.5億円で、前年度末と比べ、約0.6億円減少しました。これは、一般会計において市税の収入未済額が約0.4億円減少したことが主な要因です。また、そのほか3つの特別会計もすべて減少となり、全会計としては取り組みを開始した平成22年度末時点と比べると約14億円減少しています。

| 会計 | 項目 | 金額(千円) |
|-------------|----------|-----------|
| 一般会計 | 市税 | 245,512 |
| | 児童福祉費負担金 | 5,416 |
| | 民生使用料 | 1,003 |
| | 住宅使用料 | 1,633 |
| | 清掃手数料 | 260 |
| | 物品売払収入 | 547 |
| | 諸収入 | 404,224 |
| | 一般会計 | |
| 国民健康保険特別会計 | 国民健康保険税 | 361,211 |
| | 諸収入 | 4,716 |
| 国民健康保険特別会計 | | 365,927 |
| 介護保険特別会計 | 介護保険料 | 25,576 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 医療保険料 | 3,386 |
| 合計 | | 1,053,484 |

下水道事業会計では、一般会計からの補助金等の一部を次年度の4月1日以降（一般会計及び特別会計における出納整理期間）に収納しており、その全額が収入未済となります。令和4年度は、雨水処理負担金が増加したことなどにより下水道事業会計全体で収入未済額が約0.3億円増加しました。

| 会計 | 項目 | 金額(千円) |
|---------|---------|---------|
| 下水道事業会計 | 下水道使用料 | 185,364 |
| | その他収入 | 212,190 |
| | 下水道事業会計 | |



【参考】出納整理期間

市では会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）中に確定した債権や債務を整理する期間として、出納整理期間（5月31日まで）が設けられています。

この期間に収納や支払いを行った額が当該年度の決算に反映され、この期間を過ぎても収納されなかったものが収入未済となります。

下水道事業会計は平成29年度から地方公営企業法を適用したため、出納整理期間がありません。そのため、3月31日までに収納されなかったものが収入未済となります。

2 歳入

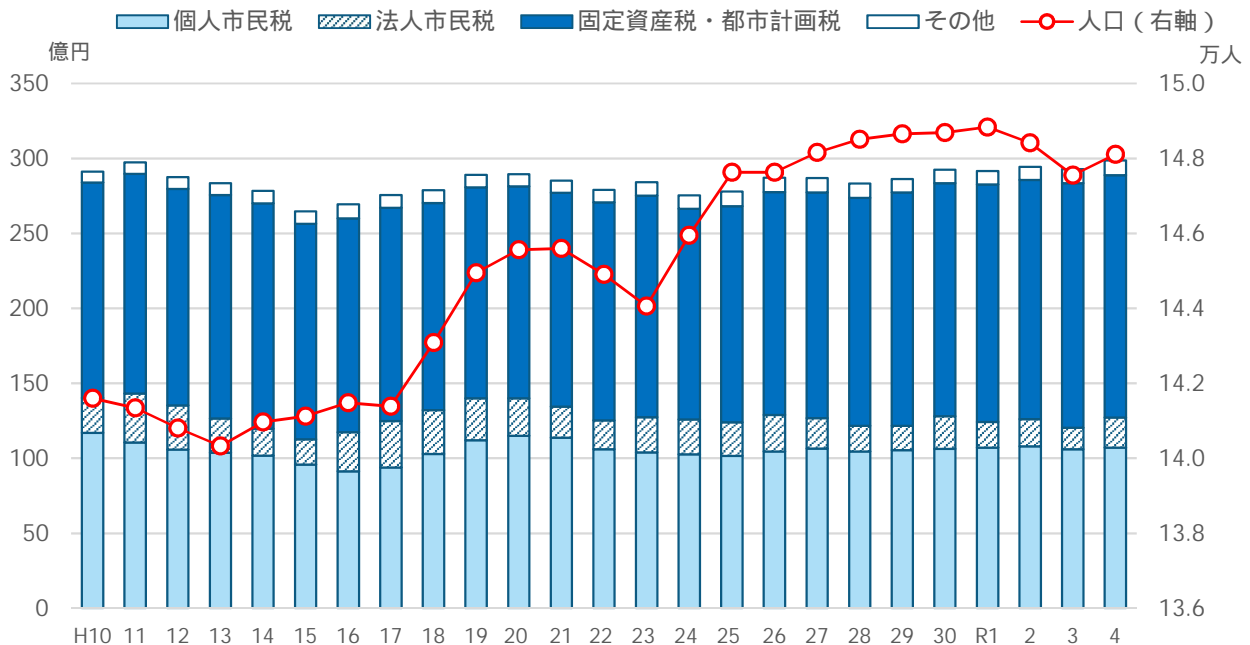
2.4 市税

2.4.1 市税の推移

市税はこれまで平成11年度にピークを迎えたあと平成15年度までは減少を続けました。その後、国からの税源移譲や法人市民税の一部国税化といった税制改正や景気変動の影響を受け、増減を繰り返しながら、ここ数年でピーク時の水準に戻り、令和4年度はこれまでのピークであった平成11年度を上回り過去最高額となりました。

市税の主体は、平成5年度までは個人市民税でしたが、それ以降は固定資産税へと変わっています。

令和4年度の市税収入を前年度と比較すると、法人市民税が一部企業の業績の回復や市内事業所の従業員数の増などで約5.7億円の増収、個人市民税でもふるさと納税による流出額が拡大したものの、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和で経済活動が再開され、消費や所得が回復してきていることで約1億円の増収となりました。固定資産税・都市計画税は、固定資産税において償却資産の減や減価償却により約1.3億円の減収となりましたが、市税全体では約5.8億円の増収となりました。



単位：千円

| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 個人市民税 | 10,463,702 | 10,540,760 | 10,624,891 | 10,720,236 | 10,790,163 | 10,601,037 | 10,701,961 |
| 法人市民税 | 1,701,875 | 1,616,466 | 2,181,601 | 1,701,544 | 1,820,656 | 1,438,929 | 2,008,096 |
| 固定資産税・都市計画税 | 15,198,836 | 15,572,079 | 15,551,213 | 15,831,188 | 15,953,977 | 16,300,680 | 16,173,187 |
| その他 | 952,791 | 900,538 | 879,824 | 895,905 | 881,813 | 950,398 | 983,248 |
| 合計 | 28,317,204 | 28,629,843 | 29,237,529 | 29,148,873 | 29,446,609 | 29,291,044 | 29,866,492 |
| 人口 | 148,511 | 148,654 | 148,691 | 148,835 | 148,411 | 147,552 | 148,107 |

(最終決算年度から7年間)

2 歳入

2.4.2 都市計画税の収入額と充当事業

1. 都市計画税の収入・税率

単位：千円

| | H30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 都市計画税収入 | 1,728,154 | 1,736,380 | 1,759,306 | 1,771,304 | 1,777,610 |
| 都市計画税税率 | 0.20% | 0.20% | 0.20% | 0.20% | 0.20% |

2. 充当事業

単位：千円

| | | H30 | R1 | 2 | 3 | 4 | |
|-----------|------------------|-------------------|--------------|------------|-----------|------------|------------|
| 起債償還額 | 公園整備事業 | 原峰公園 | 23,452 | 19,853 | 15,989 | 12,342 | 8,114 |
| | | 多摩東公園 | | | 3,521 | 3,521 | 3,521 |
| | 下水道整備事業 | 公債費 | 46,446 | 44,080 | 42,520 | 39,193 | 34,524 |
| | 区画整理事業 | 東寺方坂下区整用地 | 10,495 | 10,495 | | | |
| | | 関戸古茂川区整事業 | 37,205 | 37,205 | 37,205 | 37,205 | 37,205 |
| | 道路整備事業 | 市道5-35号歩線 | | | | | 168 |
| | 道路橋りょう管理経費 | 既設橋りょうの耐震補強工事 | | | 6,221 | 6,221 | 6,221 |
| | 資源化センター管理運営事業 | 資源化センタープラント改修 | | | 35,509 | 35,538 | 45,484 |
| | 複合文化施設等大規模改修事業 | 複合文化施設等大規模改修工事 | | | | 137 | 325,806 |
| | 武道館及び陸上競技場管理運営経費 | 武道館・陸上競技場改修 | | | 34,904 | 34,906 | 34,906 |
| | 多摩市立中央図書館整備事業 | 中央図書館整備 | | | | | 505 |
| | その他 | モノレール | 94,618 | 94,618 | 81,767 | 62,822 | 43,711 |
| | 小計 | | 212,216 | 206,251 | 257,636 | 231,885 | 540,165 |
| | 負担金等 | 市街地再開発事業 | 桜ヶ丘ヴィータ保留床買取 | 283,561 | 278,259 | 272,956 | 267,653 |
| 廃棄物処理施設整備 | | 資源化センター | 83,018 | 83,021 | 83,023 | 83,026 | 83,029 |
| | | たま広域エコセメント | 60,925 | 55,570 | 21,149 | 330 | |
| 小計 | | | 427,504 | 416,850 | 377,128 | 351,009 | 345,394 |
| 事業費 | 公園整備事業 | 宮之下公園 | | | | | |
| | | 大栗橋公園 | | | | 190,206 | 4,035 |
| | | 多摩東公園 | 39,700 | 354,042 | | | |
| | | 落合南公園 | | | | 129,907 | |
| | | 多摩中央公園 | | 35,015 | | 2,887 | 18,757 |
| | | 蓮光寺・若葉台里山保全地域拡張 | | | | 186,901 | |
| | 住宅市街地総合整備事業 | 諏訪北公園 | | | | 15,754 | 127,400 |
| | 下水道整備事業 | 雨水管渠更生等補修工事 | 18,071 | 39,395 | | | |
| | | 雨水排水ポンプ整備事業 | | | | 1,045 | 1,240 |
| | | 雨水管新設・更新事業 | 137,822 | 9,284 | 10,960 | 98,446 | 89,244 |
| | 道路整備事業 | 市道5-35号歩線 | | | 14,967 | 170,300 | |
| | 道路橋りょう管理経費 | 既設橋りょうの耐震補強工事 | 54,534 | 100,671 | 21,995 | | |
| | 複合文化施設等大規模改修事業 | 複合文化施設等大規模改修工事 | 71,280 | 166,320 | 1,301,684 | 5,925,953 | 24,762 |
| | | 消耗品・備品 | | | | 80,646 | 14,182 |
| | 資源化センター管理運営事業 | 資源化センタープラント設備改修工事 | 167,191 | 590,253 | 268,300 | 216,047 | 205,799 |
| | 武道館及び陸上競技場 | 武道館改修工事 | | 443,890 | | | |
| | 管理運営経費 | 陸上競技場改修工事 | | 588,196 | | | |
| | 多摩市立中央図書館整備事業 | 中央図書館整備 | | | 124,043 | 679,040 | 3,669,427 |
| | 小計 | | 488,598 | 2,327,066 | 1,617,906 | 7,697,132 | 4,154,846 |
| | 充当事業費等合計 | | 1,128,318 | 2,950,167 | 2,252,670 | 8,280,026 | 5,040,405 |
| 余剰額 | | - | 599,836 | -1,213,787 | -493,364 | -6,508,722 | -3,262,795 |

税収額が充当事業費を上回る場合、今後行われる大規模事業に備えて都市計画基金に積立てを行ってまいります。反対に、税収額が不足する場合は、都市計画基金の取り崩しや地方債の借入れを行います。

2 歳入

2.4.3 東日本大震災を踏まえた緊急防災・減災事業について（復興増税の用途）

東日本大震災を踏まえて、市が実施する緊急防災・減災事業に要する費用の財源を確保するため、いわゆる復興増税として、平成26年度から令和5年度までの間に限り、個人市民税均等割の税額に500円が加算されます。

（市民税、都民税を合わせて1,000円の負担となります。）

| 1 復興特別税の収入額 | 単位：千円 | |
|-------------|--------|--------|
| | 調定額 | 収入額 |
| 現年分 | 38,893 | 38,603 |

| 2 充当事業 | 事業費 (D) | 特定財源 (E) | 一般財源 <市民税均等 割加算額> (F = D - E) | 備考 |
|--------------|------------|-------------|--|--|
| | | | | |
| 災害対策用資器材整備事業 | 18,499 | 0 | 18,499 | 避難所設営用資器材等を購入し、各避難所に配備しました。 |
| 橋りょう維持管理経費 | 193,462 | 27,900 | 165,562 | 橋りょうの耐震補強・補修に係る設計及び工事を行いました。 |
| 公債費 | 24,309 | 0 | 24,309 | 平成25～27年度に起債した全国防災事業債、緊急防災・減災事業債に係る元利償還金に充当しました。 (風の橋等橋りょう耐震補強工事及び実施設計、小中学校体育館天井改修工事、多摩中学校高天井耐震改修工事、防災無線デジタル化事業等) |
| 充当事業費等合計 | 236,270 | 27,900 | 208,370 | |

充当事業の一般財源 208,370千円のうち、38,603千円がいわゆる復興増税分で賄われています。

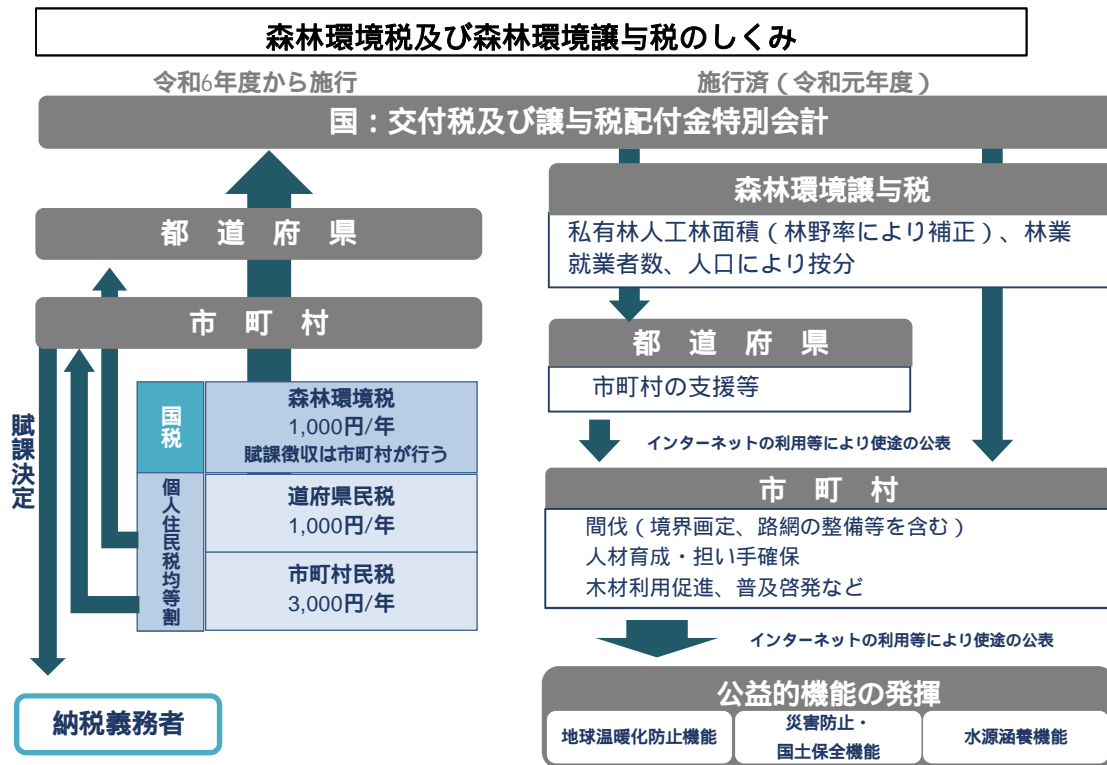
2 歳入

2.4.4 森林環境税及び森林環境譲与税の創設と使い道

1 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

“森林環境税”は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国税として令和元年度より創設されました。

国民から森林環境税が賦課徴収されるのは令和6(2024)年度からですが、都道府県及び市町村には地方公共団体金融機構の準備金を使って令和元年度より森林環境譲与税が交付されることとなりました。森林現場の課題に早期に対応する観点からです。



2 森林環境譲与税の使い道

多摩市では、公共施設における木材利用促進などに活用しており、令和3年度は、リニューアルオープンしたパルテノン多摩に国産材を用いた造作家具を設置するなどして活用しました。令和4年度は活用事業がなかったため、今後の活用に備えて、全額を「みどりと地球温暖化等対策基金」に積み立てました。

単位：千円

| 年度 | 森林環境譲与税歳入額 | 事業充当額 | 使途 | 基金積立額 |
|-------|------------|--------|-----------------------|--------|
| 令和元年度 | 5,534 | 0 | みどりの基金へ積立て | 5,534 |
| 令和2年度 | 11,762 | 0 | みどりの基金へ積立て | 11,762 |
| 令和3年度 | 11,820 | 11,820 | 複合文化施設等大規模改修事業 | 0 |
| 令和4年度 | 15,804 | 0 | みどりと地球温暖化等対策基金()へ積立て | 15,804 |

令和4年4月に「みどりの基金」から名称を変更しました。

〔コラム〕ふるさとTAMA応援寄附金について

多摩市では、寄附文化の醸成を目的に「ふるさとTAMA応援寄附金」を受け付けています。また、ふるさと納税の制度を市の魅力や取り組みをPRする機会と捉え、制度を活用して市外在住者との接点を増やし、応援していただくきっかけやシティセールスに活用していく方針としています。

ふるさとTAMA応援寄附金の推移

単位：件、円

| 年度 | 件数 | 寄附金総額 | 内訳 | |
|--------|-----|------------|------------|------------|
| | | | 指定寄附金 | 一般寄附金 |
| 平成28年度 | 196 | 12,309,683 | 9,207,383 | 3,102,300 |
| 平成29年度 | 274 | 12,055,000 | 7,067,000 | 4,988,000 |
| 平成30年度 | 286 | 64,453,309 | 7,937,000 | 56,516,309 |
| 令和元年度 | 295 | 15,077,334 | 9,632,000 | 5,445,334 |
| 令和2年度 | 340 | 17,290,103 | 14,871,103 | 2,419,000 |
| 令和3年度 | 312 | 12,817,086 | 7,160,000 | 5,657,086 |
| 令和4年度 | 215 | 10,316,266 | 6,524,000 | 3,792,266 |

平成30年度の一般寄附金には大口の寄附がありました

一方で、制度を利用して寄附が行われると、現在住んでいる自治体に納めるはずだった税が他自治体に流出する仕組みになっており、近年は毎年約1億円ずつ増加を続けていて、このまま流出額が増えていけば多摩市の財政運営に影響が生じ、住民サービスの低下を招く恐れがあります。

多摩市民のふるさと納税額の推移

単位：人、千円

| 年度 | 人数 | 寄附金額 | 税額控除額 |
|--------|--------|---------|---------|
| 平成28年度 | 2,027 | 180,204 | 81,092 |
| 平成29年度 | 3,575 | 321,930 | 145,803 |
| 平成30年度 | 4,603 | 451,710 | 203,880 |
| 令和元年度 | 6,081 | 604,129 | 271,134 |
| 令和2年度 | 5,960 | 589,048 | 271,711 |
| 令和3年度 | 8,242 | 778,676 | 362,149 |
| 令和4年度 | 10,388 | 968,500 | 450,697 |

※ふるさと納税による減収（流出）額

*****頂いた寄附金の活用例*****
 ↓ 多摩センター レンガ坂のベンチ設置 公立保育園管理運営費 ベビーカーの購入 ↓



↑ 小学生ゴルフ教室の様子 聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり事業 ↑ ドッグラン等の様子

2 歳入

令和4年度に頂いた指定寄附金の活用

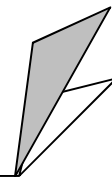
単位：円

| 活用年度 | 寄附金額 | 事業名 | 使途 |
|-------------------------|-----------|----------------|-----------------------------|
| 令和4年度 | 1,120,000 | 成人保健対策事業 | 癌検診の充実 |
| | 120,000 | 予防接種事業 | 子どもたちの定期予防接種 |
| 令和5年度 活用予定 (当初予算) | 300,000 | 街路樹等維持管理経費 | 歩きやすい街づくりのための設備(ベンチ等)の充実 |
| | 305,000 | 図書購入事業 | 多摩市立図書館の児童向け図書の充実 |
| | 180,000 | 公園整備事業 | 公園遊具のリニューアル |
| | 260,000 | 教育指導経費 | 小・中学校の音楽関係の備品(楽器等)の充実 |
| | 415,000 | 聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり事業 | 来街につながる地域の活性化や観光振興 |
| | 314,000 | スポーツ教室運営事業 | 地域スポーツ環境の充実 |
| | 310,000 | 多摩センター-地区活性化事業 | 多摩センター-駅周辺地区の魅力アップにつながる環境整備 |
| | 20,000 | 都市農業推進 | 都市の農業振興 |
| 令和6年度 以降活用予定 | 2,080,000 | 民生費 | 地域子育て支援拠点等の充実 |
| | 80,000 | 教育費 | 多摩市立図書館の児童向け図書の充実 |
| | 75,000 | 土木費 | 公園遊具のリニューアル |
| | 85,000 | 教育費 | 小・中学校の音楽関係の備品(楽器等)の充実 |
| | 400,000 | 土木費 | 不登校や特別な支援が必要な児童・生徒の教育環境の充実 |
| | 460,000 | 土木費 | 多摩センター-駅周辺地区の魅力アップにつながる環境整備 |
| | 合計 | 6,524,000 | |

令和4年度に頂いた一般寄附金の活用

令和4年度に頂いた3,792,266円は、令和5年度に以下の事業に活用します。

健幸まちづくり推進事業、心身障がい者支援事業、民間保育所補助事業、多摩市立中央図書館整備事業等



3 歳出

歳出総額は678億2,590万5千円となり、前年度より7億307万4千円（1.0%）減少しました。

主な減要因としては、パルテノン多摩の大規模改修事業費が約61.8億円減額となったことです。

普通会計の歳出には、「目的別」と「性質別」という2つの分類方法があります。目的別とは、その歳出経費が何のために使われたかを行政目的で分類するもので、性質別とは、その歳出経費がどのような内容に使われたかによって分類するものです。以下、目的別、性質別に分けて分析をしています。

3.1 目的別経費の状況

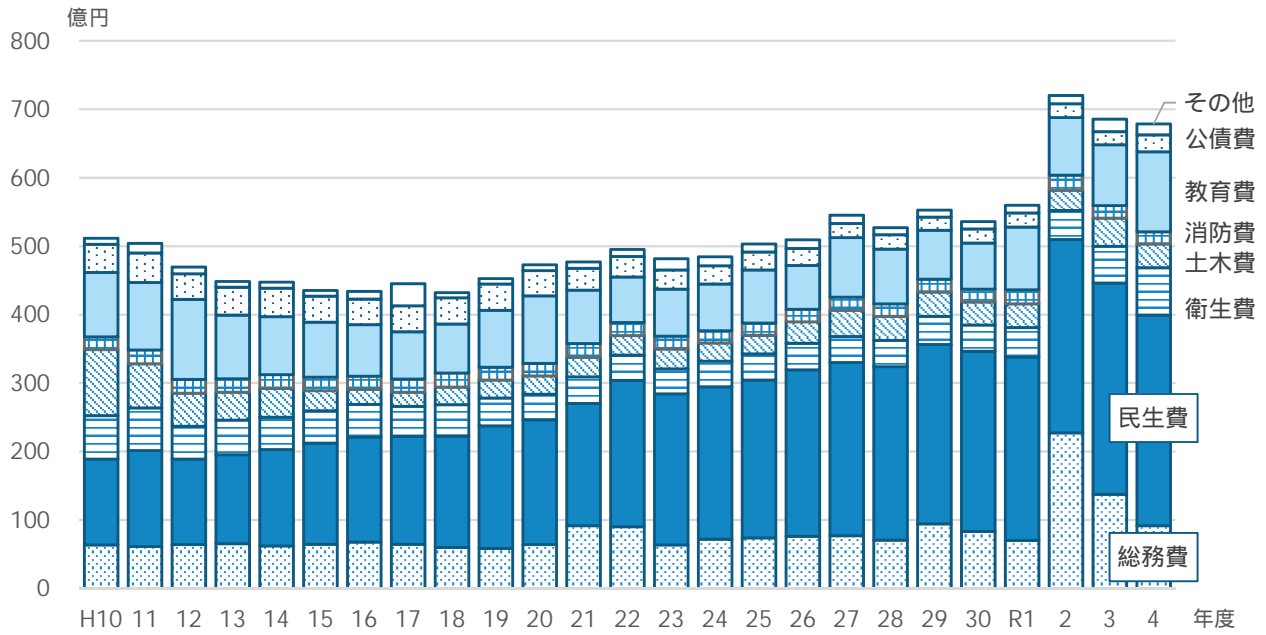
3.1.1 目的別経費の増減等

単位：千円

| 目的名称 | R4 決算額 | 目的別経費の内容 |
|---------------|------------|---|
| 対前年増減額 | 対前年増減率 | |
| 議会費 | 376,945 | 市議会の活動や運営に係る経費です。 |
| 1,691 | 0.5% | |
| 総務費 | 9,160,663 | 市の全般的な管理や、戸籍・統計・徴税・選挙など、地方自治体が基本的に 行うべき事務に係る経費です。 |
| 4,600,847 | 33.4% | 大きく減っているのは、前年度はパルテノン多摩の大規模改修事業があった ためです。 |
| 民生費 | 30,768,630 | 一定水準の安定した生活を保障するための経費です。高齢者・障がい者・子 どもなどの福祉に関する経費や、生活保護費などです。 |
| 65,429 | 0.2% | 減少となっているのは、前年度は子育て世帯への臨時特別給付金支給事業が あったためです。 |
| 衛生費 | 6,919,459 | 健康で衛生的な生活環境を保持するための経費です。健康に関することや、 ごみ処理やごみ減量など広く環境に関することに係る経費です。 |
| 1,510,329 | 27.9% | 新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費が増加しました。 |
| 労働費 | 370,933 | 就労対策などに係る経費です。 |
| 35,672 | 10.6% | シルバー人材センターへの燃料費等高騰対策支援金事業関係業務の委託やシ ルバー人材センター旧事務所解体工事により増加しました。 |
| 農林水産業費 | 62,569 | 農林水産業の振興などに使われる経費です。多摩市では、農業費のみとなっ ています。 |
| 2,192 | 3.6% | |
| 商工費 | 779,842 | 商工業の発展や観光事業のために使われる経費です。 |
| 234,050 | 23.1% | キャッシュレス決済ポイント還元事業に係る経費が減少しました。 |
| 土木費 | 3,468,959 | 街づくりに関わる経費です。通常は道路や橋、公園、住宅などの整備・維持 保全に係る経費です。 |
| 613,310 | 15.0% | 減っているのは、前年度は公園用地の買収や、みどりの基金（現みどりと地 球温暖化等対策基金）への積立てがあったためです。 |
| 消防費 | 1,778,325 | 消火活動や、風水害・地震などを含む災害を防ぐため、また、生じた場合の 被害を軽減させるための活動に係る経費です。 |
| 46,859 | 2.6% | 消防事務委託費の減や前年度まで行っていた家具転倒防止器具助成事業が終 了したため、減少しました。 |
| 教育費 | 11,691,230 | 教育・学習に関わる経費です。学校教育はもちろん、公民館、図書館、ス ポーツ関係などの社会教育や生涯学習に関わる経費も全て含まれています。 |
| 2,778,113 | 31.2% | 多摩市立中央図書館整備事業の実施などにより増加しました。 |
| 公債費 | 2,448,350 | 主に地方債の元利償還金です。 |
| 529,424 | 27.6% | パルテノン多摩の大規模改修工事のために借り入れた地方債の償還が始まっ たことや多摩第一小学校用地買収で借り入れた地方債の繰上償還を行ったた め、増加しました。 |

3 歳出

3.1.2 目的別経費の推移



単位：千円

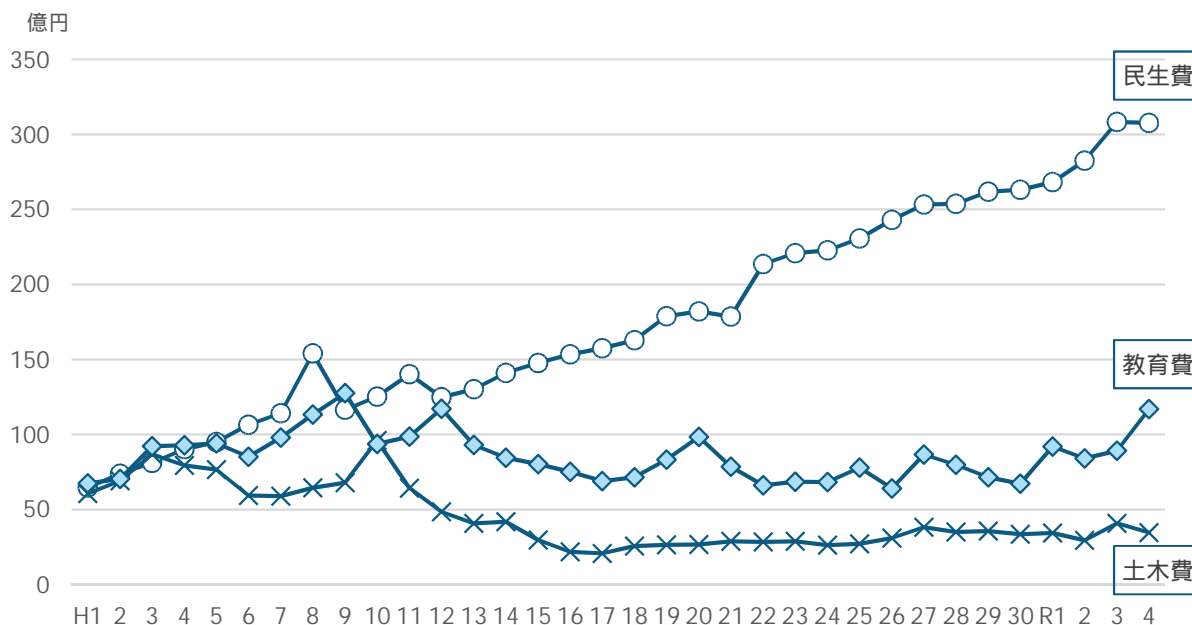
| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総務費 | 7,042,256 | 9,449,193 | 8,339,985 | 7,011,530 | 22,718,990 | 13,761,510 | 9,160,663 |
| 民生費 | 25,370,186 | 26,177,904 | 26,313,475 | 26,816,425 | 28,250,693 | 30,834,059 | 30,768,630 |
| 衛生費 | 3,833,306 | 4,123,538 | 3,845,291 | 4,298,778 | 4,253,834 | 5,409,130 | 6,919,459 |
| 土木費 | 3,496,234 | 3,556,891 | 3,352,332 | 3,440,717 | 2,943,362 | 4,082,269 | 3,468,959 |
| 消防費 | 1,848,626 | 1,849,357 | 1,882,486 | 2,041,673 | 2,221,775 | 1,825,184 | 1,778,325 |
| 教育費 | 7,975,353 | 7,145,661 | 6,732,228 | 9,202,669 | 8,410,358 | 8,913,117 | 11,691,230 |
| 公債費 | 2,104,564 | 1,945,048 | 2,022,312 | 2,050,136 | 1,994,771 | 1,918,926 | 2,448,350 |
| その他 | 1,040,771 | 1,008,566 | 1,096,520 | 1,099,763 | 1,235,649 | 1,784,784 | 1,590,289 |
| 決算総額 | 52,711,296 | 55,256,158 | 53,584,629 | 55,961,691 | 72,029,432 | 68,528,979 | 67,825,905 |

(最終決算年度から7年間)

3 歳出

3.1.3 主な目的別経費の推移

歳出の中で例年高い割合を占めている民生費と教育費、そして過去において高い割合だった土木費の推移をみてみましょう。



社会保障経費が多くを占める民生費は、引き続き増加しています。これは、子育て世帯への臨時特別給付金や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などによる臨時的な要因もありますが、引き続き障害福祉サービス費や特別会計への繰出金などが増加していることも要因です。そのため、民生費の増加は今後も続くものと考えられます。

ニュータウン開発時には、道路、橋りょう、公園などの整備が急速に進められました。また、開発に伴う人口急増により、小・中学校などの施設整備も集中して行なったため、土木費と教育費が歳出の中で高い割合を占めていました。現在は整備から、耐震化・老朽化による改修や補修などに移行しています。

なお、前年と比べ急増している年がありますが、民生費の平成8年度は総合福祉センター建設等によるもの、11年度は翌年度の介護保険制度導入に係る経費等によるもの、22年度は子どものための手当の拡充や生活保護費の増加によるもの、令和3年度は子育て世帯への臨時特別給付金支給事業によるものです。教育費の20年度は多摩第一小学校、27年度は多摩第二小学校の建替え、令和元年度は武道館及び陸上競技場の大規模改修工事等、令和4年度は多摩市立中央図書館整備事業によるもので、それぞれ、臨時的に支出されたものです。

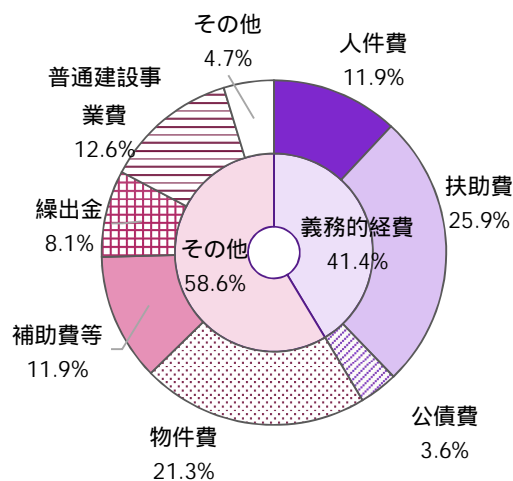
平成元年度ごろは3つの経費が同じくらいの規模でしたが、令和4年度は当時と比べ、土木費は0.6倍、教育費は1.7倍、民生費は4.8倍の規模に変わっています。

3 歳出

3.2 性質別経費の状況

3.2.1 性質別経費の増減等

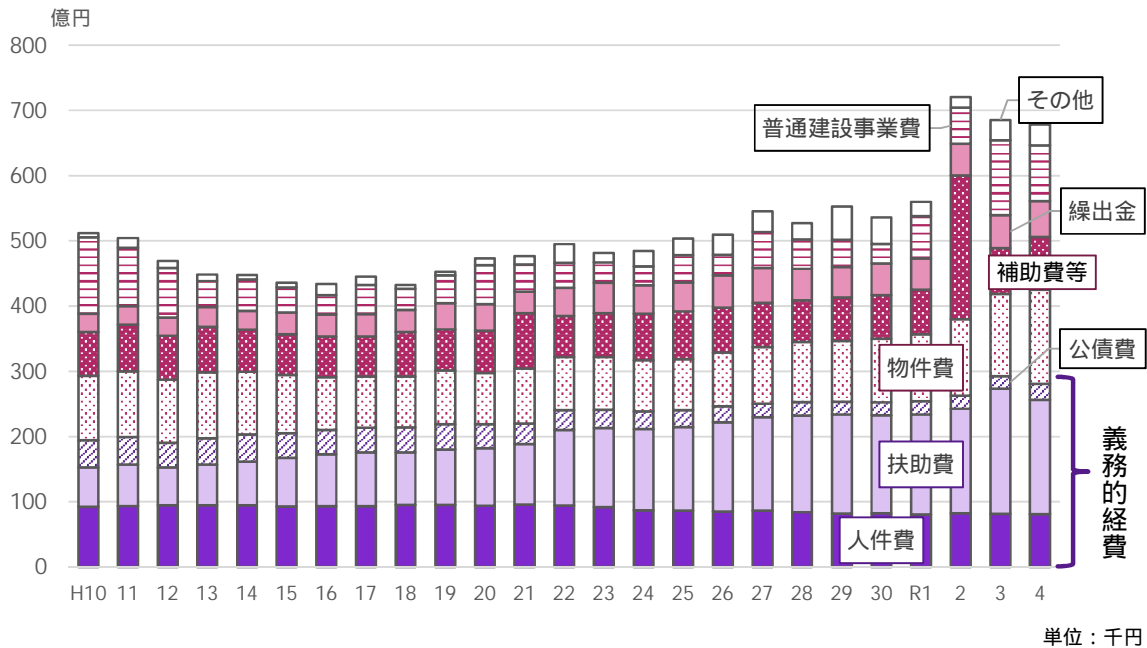
| 性質名称 | R4決算額(千円) | 性質別経費の内容 |
|------------|------------|--|
| 対前年増減額(千円) | 対前年増減率 | |
| 人件費 | 8,072,697 | 職員の給与や議員、委員等の報酬などの経費です。 令和4年度は、組織の新陳代謝や給与支給者数の減等により職員給が減少したため減となりました。 |
| 49,853 | 0.6% | |
| 扶助費 | 17,558,039 | 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等各種法令に基づき、被扶助者に対して支出する経費です。 令和4年度は、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業で約18.8億円減少しました。 |
| 1,675,476 | 8.7% | |
| 公債費 | 2,448,198 | 過去に借り入れた借金の返済にかかる費用です。 令和4年度は、地方債の元金の繰上償還を約2.6億円実施するなどにより増加しました。 |
| 529,272 | 27.6% | |
| 物件費 | 14,436,346 | 委託料、使用料、消耗品費、光熱水費などです。 令和4年度は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で約9.8億円、パルテノン多摩の指定管理料で約3.1億円増加しました。 |
| 1,890,408 | 15.1% | |
| 維持補修費 | 320,496 | 施設や道路などを維持するための費用です。(増改築当は含みません) 令和4年度は、コミュニティセンター管理運営事業で約0.2億円減少しました。 |
| 19,386 | 5.7% | |
| 補助費等 | 8,084,101 | 補助金や交付金、一部事務組合への負担金などです。 令和4年度は、新型コロナワクチン接種事業にかかる国庫返還金で約5.2億円増加しました。 |
| 1,020,829 | 14.5% | |
| 繰出金 | 5,523,720 | 一般会計から特別会計に支出される経費です。 令和4年度は、国民健康保険特別会計繰出金で約2.1億円増加しました。 |
| 480,527 | 9.5% | |
| 普通建設事業費 | 8,514,393 | 道路の新設・改良、公共施設の改修などの建設事業費で、いわゆる社会資本の形成となるものです。 令和4年度は、複合文化施設等大規模改修事業で約59.3億円減少し、中央図書館整備事業で約31.9億円増加しました。 |
| 3,010,129 | 26.1% | |
| 災害復旧事業費 | 0 | 大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するための経費です。 令和4年度の執行はありませんでした。 |
| 0 | - | |



性質別経費のうち、制度的に支出することが義務づけられていて、任意には削減できない人件費、扶助費、公債費のことを義務的経費といいます。これらの割合が高いほど財政の硬直度高まるとされており、新しい行政需要に対応することが難しくなります。令和4年度の決算総額に占める義務的経費の割合は約41.4%です。

3 歳出

3.2.2 性質別経費の推移

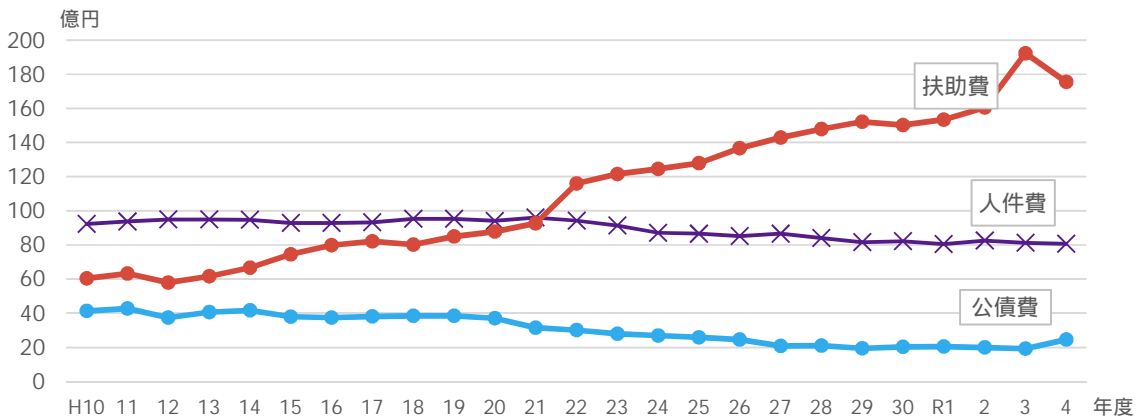


| | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 人件費 | 8,406,395 | 8,165,896 | 8,213,274 | 8,051,237 | 8,242,641 | 8,122,550 | 8,072,697 |
| 扶助費 | 14,797,477 | 15,214,163 | 15,028,199 | 15,344,942 | 16,047,521 | 19,233,515 | 17,558,039 |
| 公債費 | 2,104,564 | 1,945,048 | 2,022,312 | 2,050,136 | 1,994,771 | 1,918,926 | 2,448,198 |
| 物件費 | 9,169,969 | 9,327,162 | 9,723,838 | 10,238,862 | 11,680,297 | 12,545,938 | 14,436,346 |
| 補助費等 | 6,386,040 | 6,664,488 | 6,692,622 | 6,810,935 | 22,058,279 | 7,063,272 | 8,084,101 |
| 繰出金 | 4,844,574 | 4,670,872 | 4,803,839 | 4,824,344 | 4,840,602 | 5,043,193 | 5,523,720 |
| 普通建設事業 | 4,481,474 | 4,166,070 | 3,071,658 | 6,457,169 | 5,562,490 | 11,524,522 | 8,514,393 |
| その他 | 2,520,803 | 5,102,459 | 4,028,887 | 2,184,066 | 1,602,831 | 3,077,063 | 3,188,411 |
| 決算総額 | 52,711,296 | 55,256,158 | 53,584,629 | 55,961,691 | 72,029,432 | 68,528,979 | 67,825,905 |

(最終決算年度から7年間)

3.2.3 義務的経費の内訳の推移

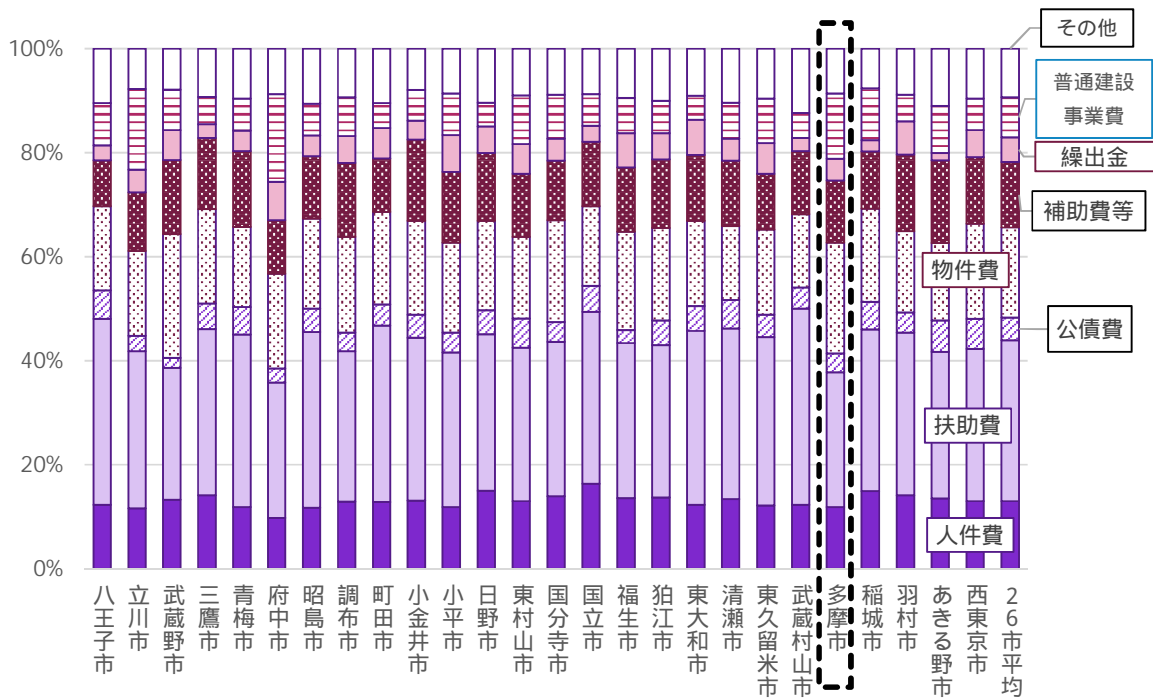
義務的経費のうち人件費と公債費は、様々な取り組みによって減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいです。扶助費は、障がい者福祉や幼児教育・保育の無償化に係る経費の増などにより増加しています。



3 歳出

3.2.4 性質別経費の他市との比較

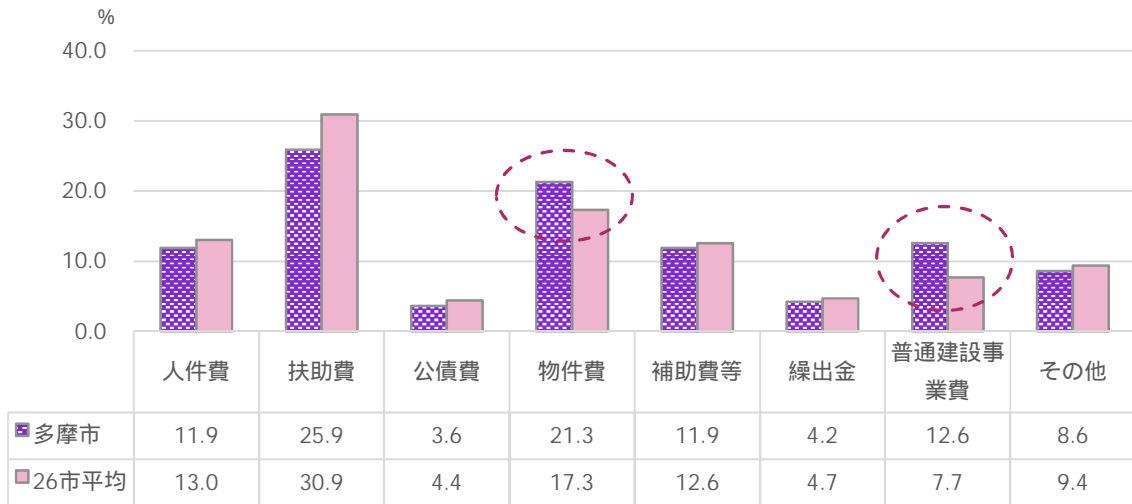
都内26市の性質別経費を決算総額に対する割合で示したものです。



3.2.5 性質別経費の他市との比較 その2

3.2.4で示した性質別経費の決算総額に対する割合を多摩市と26市平均とで並べて示したものです。

他市との比較で、令和4年度の多摩市は物件費と普通建設事業費の割合が大きいです。次ページ以降の性質別経費の分析で、それぞれの経費について説明しています。

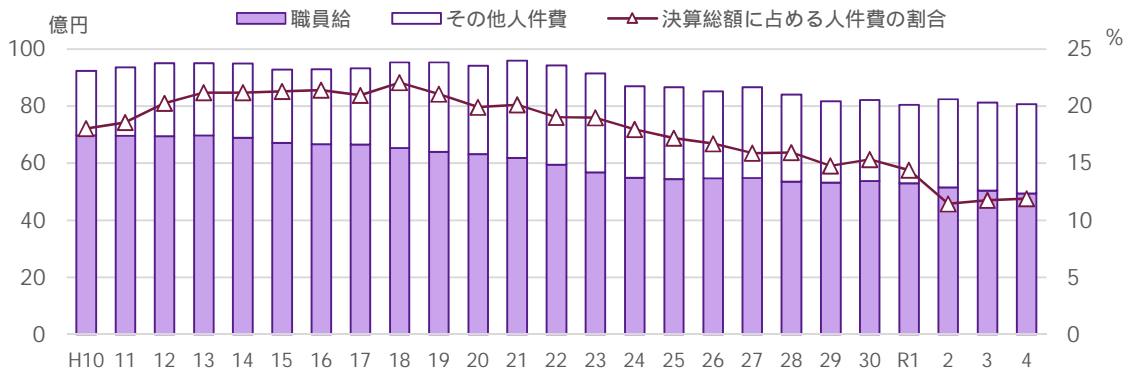


3 歳出

3.3 性質別経費の分析：人件費

3.3.1 人件費と決算総額に占める割合の推移

人件費には、市職員の職員給のほか、市議会議員や会計年度任用職員の報酬等が含まれます。
 令和4年度は、前年より約0.5億円、0.6%の減少となっています。これは、給与支給者数の減等により職員給が減少したことなどによるものです。
 職員給は、過去、市職員の平均年齢の低下により減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいとなっています。



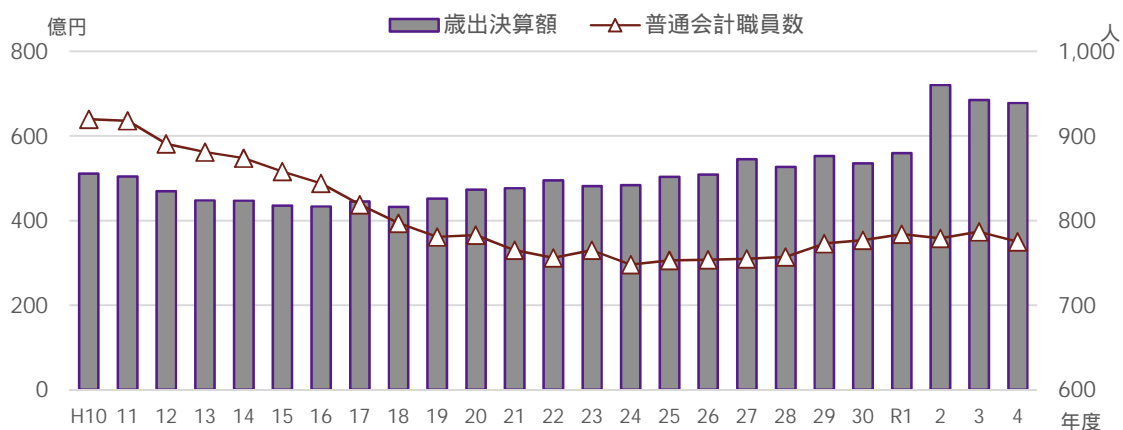
単位：千円、%

| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 人件費 | 8,406,395 | 8,165,896 | 8,213,274 | 8,051,237 | 8,242,641 | 8,122,550 | 8,072,697 |
| 人件費のうち職員給 | 5,357,398 | 5,324,793 | 5,377,032 | 5,303,683 | 5,157,034 | 5,029,875 | 4,941,235 |
| 決算総額に占める人件費の割合 | 15.9 | 14.8 | 15.3 | 14.4 | 11.4 | 11.8 | 11.9 |

(最終決算年度から7年間)

3.3.2 多摩市の職員数の推移

職員数は、平成24年度を底として、行政需要の増加に伴い増加傾向になっています。



単位：千円、人

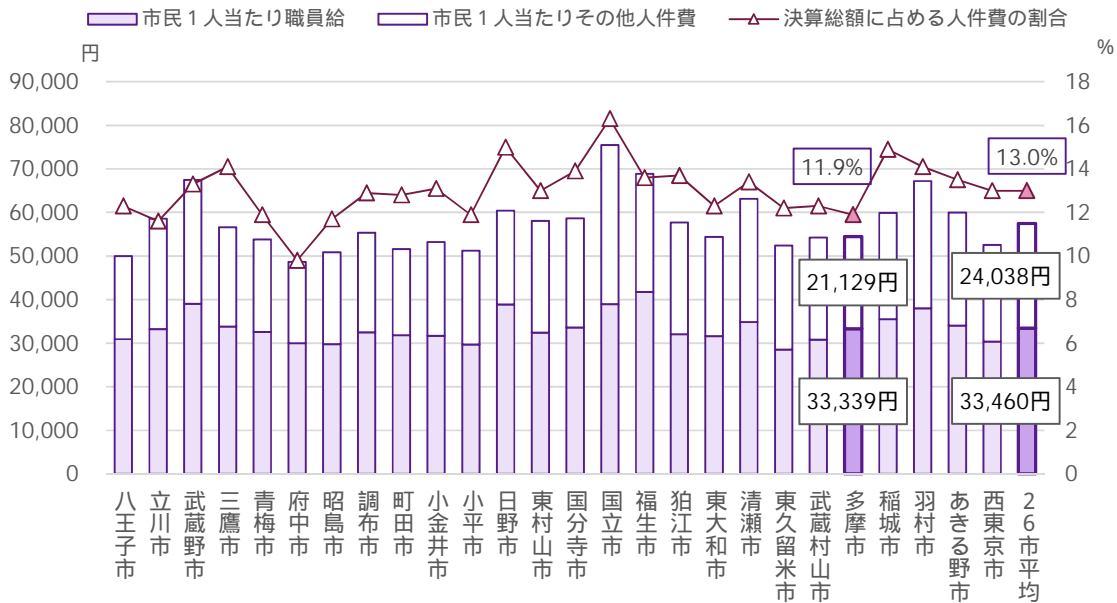
| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 決算総額 | 52,711,296 | 55,256,158 | 53,584,629 | 55,961,691 | 72,029,432 | 68,528,979 | 67,825,905 |
| 普通会計職員数 | 757 | 773 | 777 | 784 | 779 | 787 | 775 |

(最終決算年度から7年間)

3 歳出

3.3.3 26市における市民1人当たりの人件費と決算総額に占める割合

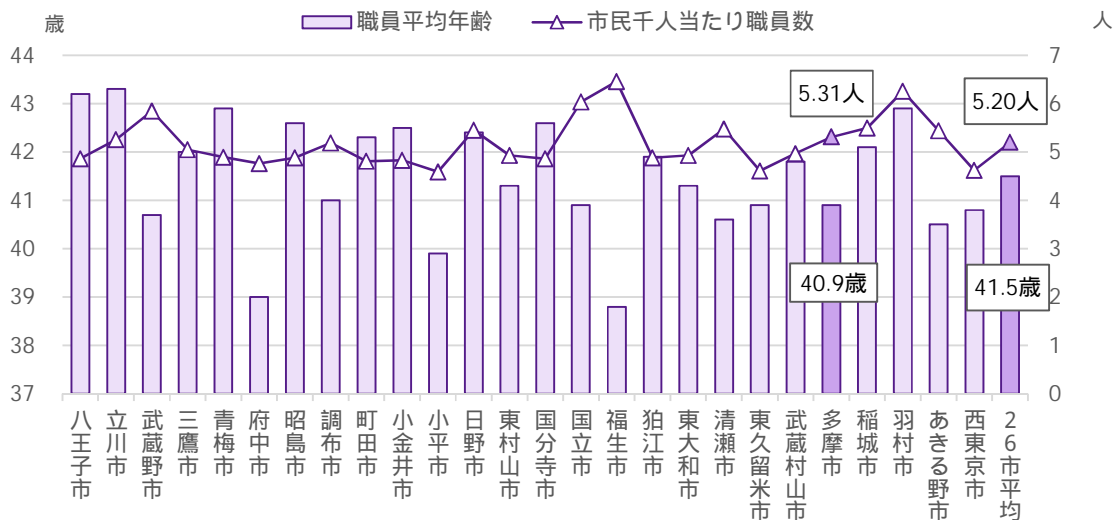
市民1人当たりの人件費は26市中で高い方から16位、市民1人当たりの職員給は、26市中で高い方から8位となっています。新陳代謝が進んできたこと等が要因で、26市平均と比べてほぼ同じとなっていますと考えられます。



3.3.4 26市における職員平均年齢と市民千人当たりの職員数

多摩市はニュータウンの整備に伴い急速に発展したため、この時期に多くの職員を雇用しましたが、今はその世代が定年を迎えたことにより、急速に平均年齢が下がっており、平均年齢は高い方から26市中で17番目となっています。過去には平均年齢が高かったことにより、平均給与が高水準となっていました、現在は解消されています。

また、市民千人当たりの職員数は、多い方から9位と26市平均よりわずかに多くなっています。



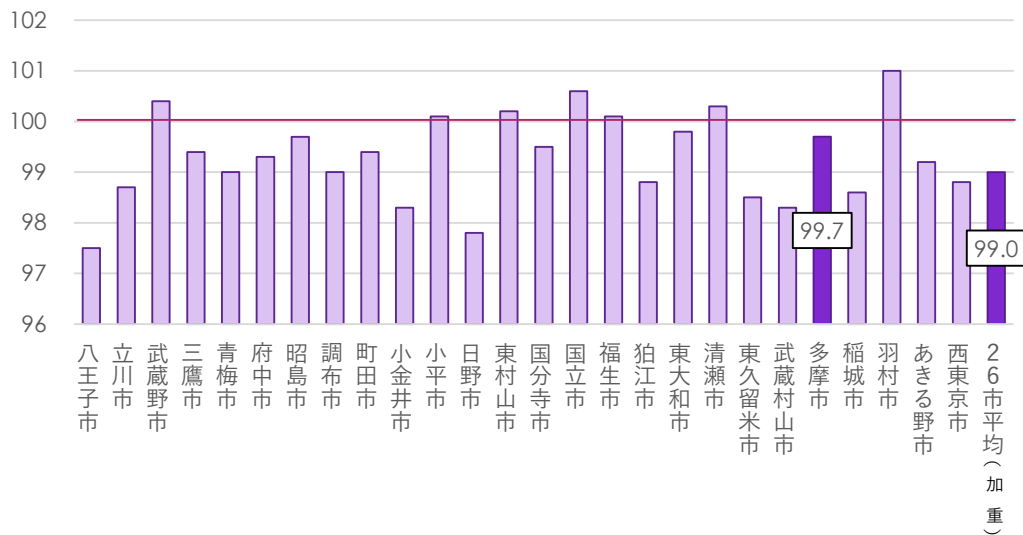
職員数は総務省の「令和4年地方公共団体定員管理調査結果（令和4年4月1日現在）」を基に作成

職員平均年齢数は総務省の「給与・定員等の調査結果」を基に作成

3 歳出

3.3.5 26市におけるラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、国の給与水準を100とした場合の当該団体の給与水準を表したものです。令和4年度は、組織の新陳代謝により前年度から0.1ポイントの減となりました。順位では、26市中で指数の高い方から9位（昨年度11位）でした。



3 歳出

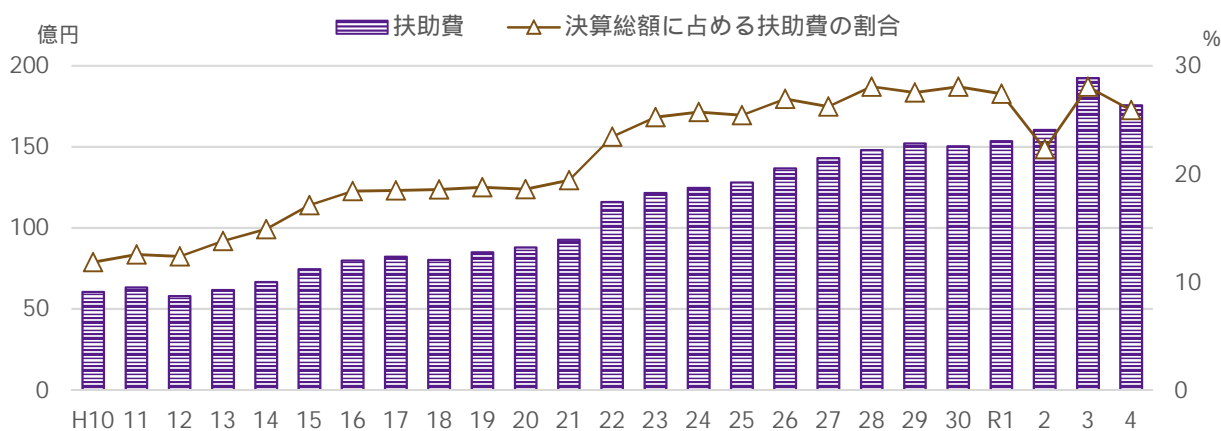
3.4 性質別経費の分析：扶助費

3.4.1 扶助費と決算総額に占める割合の推移

扶助費とは、生活保護費や障害者総合支援法の給付費などの福祉、医療に係る経費のことです。

近年急増していますが、令和4年度は約16.8億円減少しました。これは令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症経済対策のための子育て世帯への臨時特別給付金支給事業が18.8億円減少したことによるもので、障害福祉サービス費は引き続き増加しており、障がい者自立支援推進事業は2.2億円増加しています。一方で児童数の減により、児童手当支給事業は1.1億円減少しています。

扶助費の総額は、平成17・18年度に保育所運営費の性質区分を段階的に補助費等に変更したため、一時的に増加が止まりましたが、平成22年度以降は、子ども手当制度（現児童手当制度）の開始や生活保護費、障害福祉サービス費の増により再び大きく増加しています。



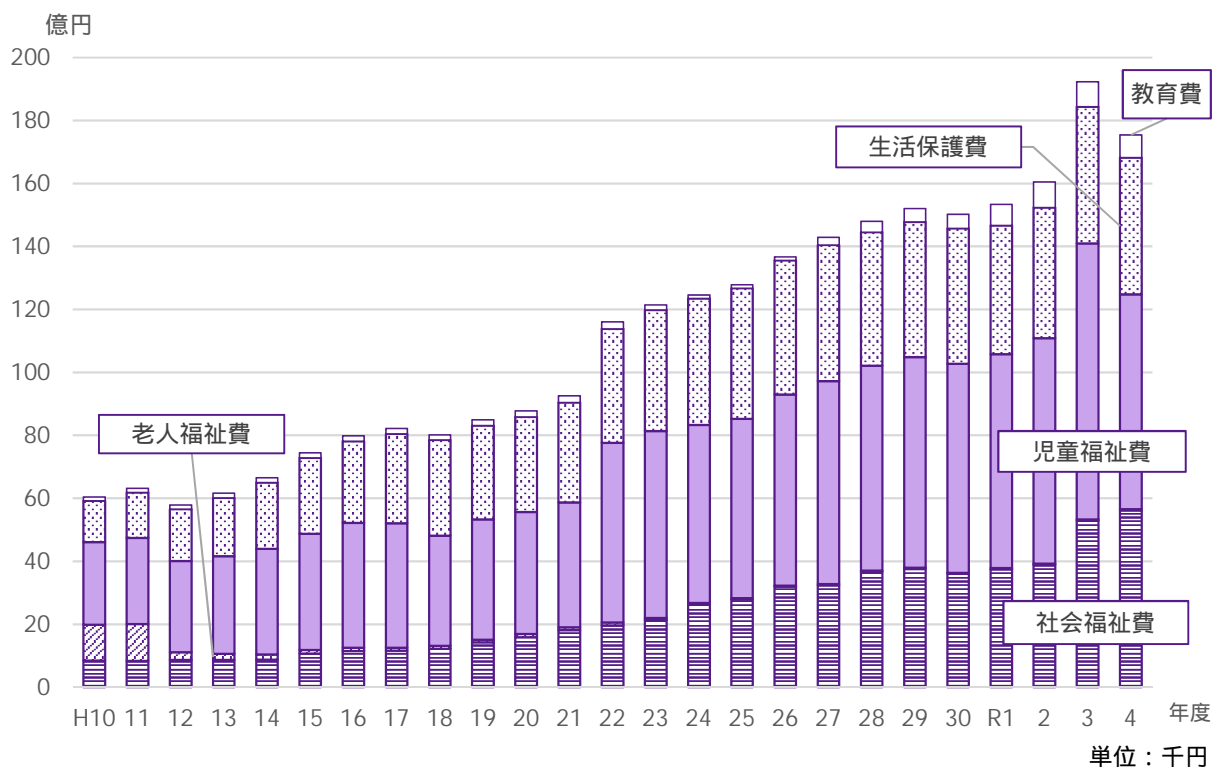
| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 扶助費 | 14,797,477 | 15,214,163 | 15,028,199 | 15,344,942 | 16,047,521 | 19,233,515 | 17,558,039 |
| 決算総額に占める割合 | 28.1 | 27.5 | 28.0 | 27.4 | 22.3 | 28.1 | 25.9 |

(最終決算年度から7年間)

3 歳出

3.4.2 扶助費の内訳の推移

平成12年度の老人福祉費、平成17・18年度の児童福祉費、平成19年度の生活保護費など、項目の振り替えにより一時的に減少しているものもありましたが、平成22年度の児童福祉費の制度改正に伴う増など、全体的に増加傾向が続いています。令和3年度の児童福祉費は新型コロナウイルス感染症対策である子育て世帯への臨時特別給付金、社会福祉費は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金によりそれぞれ一時的に増加したものです。令和4年度は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は継続して増要因となっていますが、子育て世帯への臨時特別給付金は終了し、大きな減要因となり、全体としては減少しています。



| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 社会福祉費 | 3,668,064 | 3,750,545 | 3,597,671 | 3,748,934 | 3,889,725 | 5,293,093 | 5,616,763 |
| 老人福祉費 | 39,786 | 40,687 | 39,345 | 41,381 | 36,952 | 41,162 | 42,368 |
| 児童福祉費 | 6,499,414 | 6,690,452 | 6,633,455 | 6,789,036 | 7,156,175 | 8,761,731 | 6,816,952 |
| 生活保護費 | 4,248,777 | 4,292,711 | 4,300,261 | 4,082,790 | 4,147,385 | 4,345,439 | 4,345,778 |
| 教育費 | 336,652 | 433,699 | 449,351 | 676,534 | 814,449 | 787,890 | 720,996 |
| その他 | 4,784 | 6,069 | 8,116 | 6,267 | 2,835 | 4,200 | 15,182 |
| 計 | 14,797,477 | 15,214,163 | 15,028,199 | 15,344,942 | 16,047,521 | 19,233,515 | 17,558,039 |

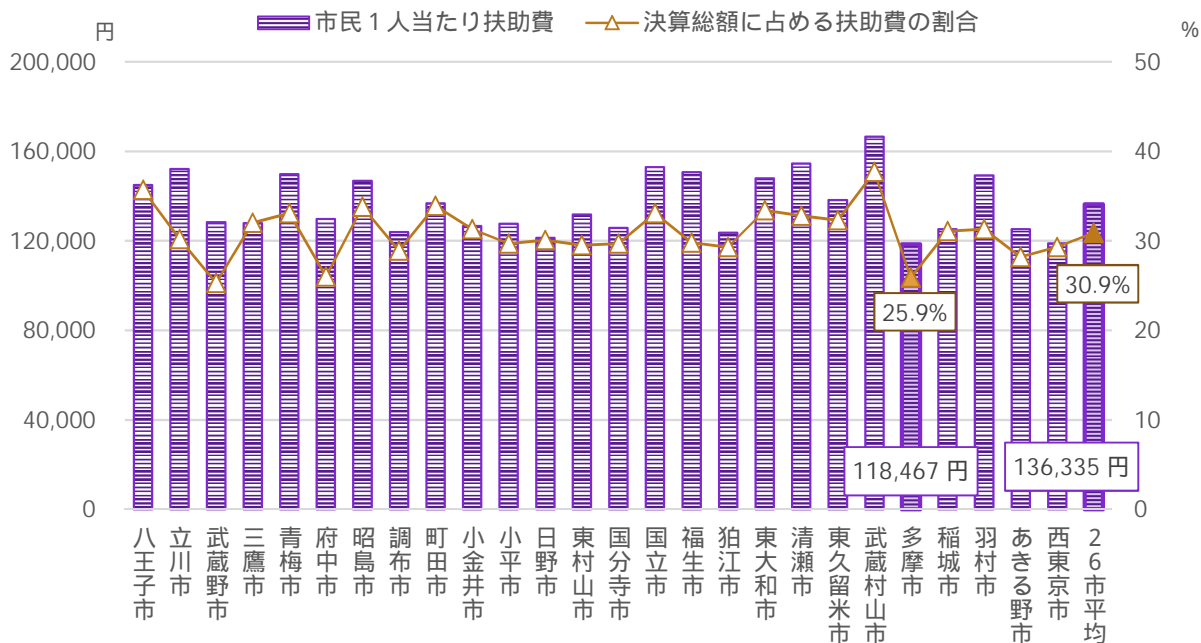
(最終決算年度から7年間)

- 社会福祉費 = 障害者総合支援法の給付費などの福祉に係る経費
- 老人福祉費 = 高齢者への生活支援などの高齢者福祉に係る経費
- 児童福祉費 = 保育に係る給付費や児童手当などの子育てに係る経費
- 生活保護費 = 生活困窮者に対する保護に係る経費
- 教育費 = 幼稚園等に係る給付費や給食費援助、就学援助費などの教育に係る経費
- その他 = 災害救助に係る経費や母子衛生などに係る経費

3 歳出

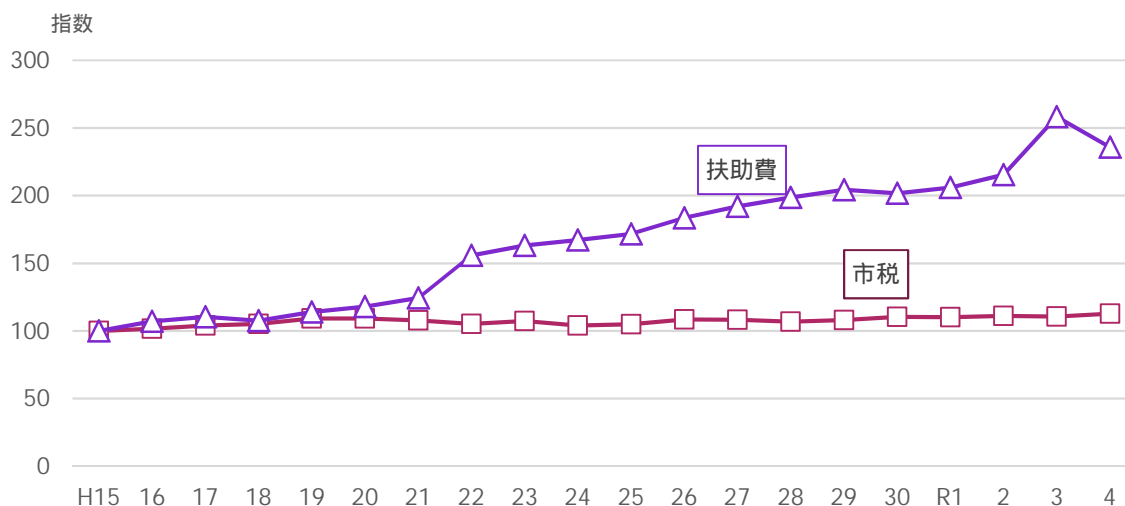
3.4.3 26市における市民1人当たりの扶助費と決算総額に占める割合

市民1人当たりの扶助費は、26市の中で最も少なくなり、26市平均と比べて約1割以上少ない額となっています。



3.4.4 市税と扶助費の変動状況： 20年前を100とした場合の指数の推移

市税と扶助費について、20年前の数値をそれぞれ100として、令和4年度までの20年間の推移を示したものです。市税は概ね横ばいとなっている一方、扶助費の伸びは大きく、約2.4倍になっています。令和3年度に臨時特別給付金があったため、令和4年度で減少していますが、経常的な扶助費は増加を続けています。



| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 市税 | 107 | 108 | 110 | 110 | 111 | 111 | 113 |
| 扶助費 | 199 | 204 | 202 | 206 | 215 | 258 | 236 |

(最終決算年度から7年間)

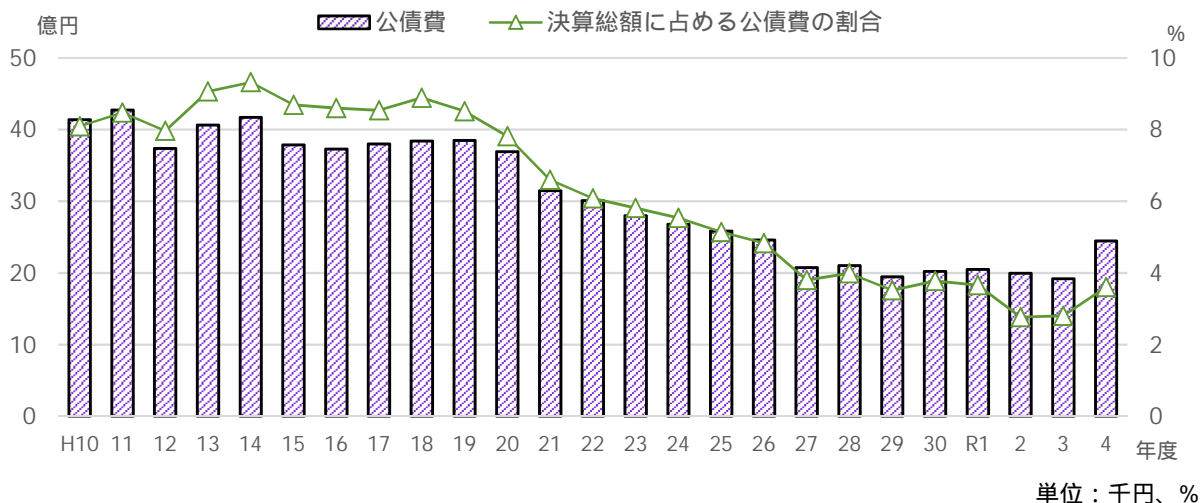
3 歳出

3.5 性質別経費の分析：公債費

3.5.1 公債費と決算総額に占める割合の推移

公債費とは、過去に借りた地方債の償還にかかるお金のことです。

ニュータウン整備期に借入れた大規模な債務の償還が進んでいることに加えて、新規の地方債の発行抑制や繰上げ償還を行ったことなどにより減少傾向が続いていましたが、令和4年度は、後年度負担の軽減等のために繰上げ償還を行ったことで、増加しています。今後は、多くの公共施設が更新時期を迎えるため、増加が見込まれます。

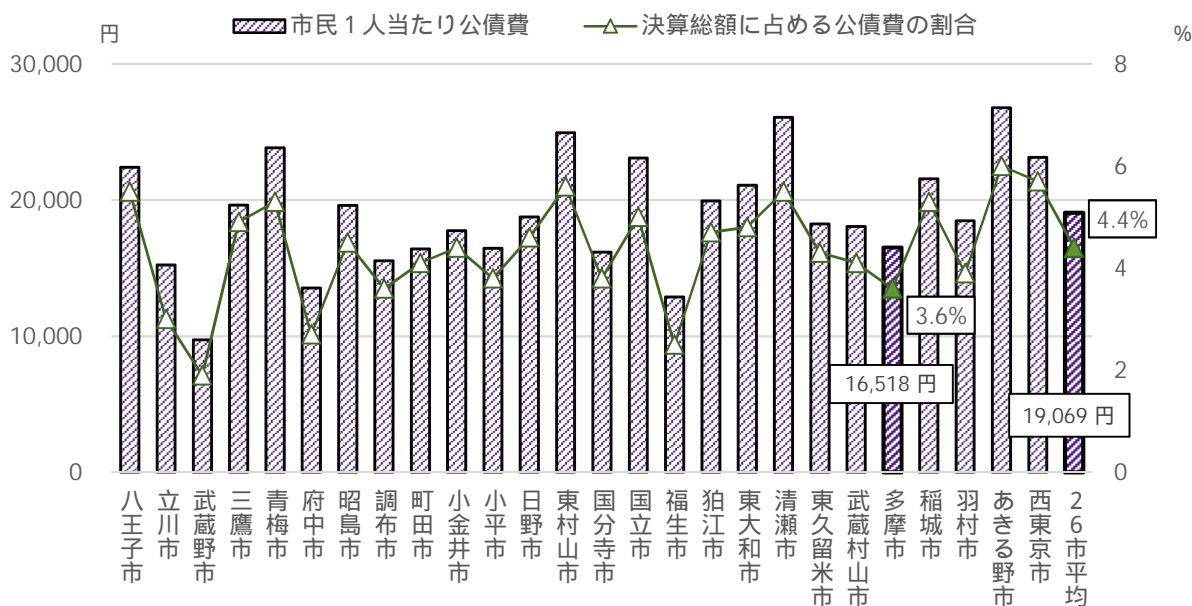


| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公債費 | 2,104,564 | 1,945,048 | 2,022,312 | 2,050,136 | 1,994,771 | 1,918,926 | 2,448,198 |
| 決算総額に占める割合 | 4.0 | 3.5 | 3.8 | 3.7 | 2.8 | 2.8 | 3.6 |

(最終決算年度から7年間)

3.5.2 26市における市民1人当たりの公債費と決算総額に占める割合

26市平均を下回る結果となりました。令和4年度は26市中で少ない方から数えて9位となっています。



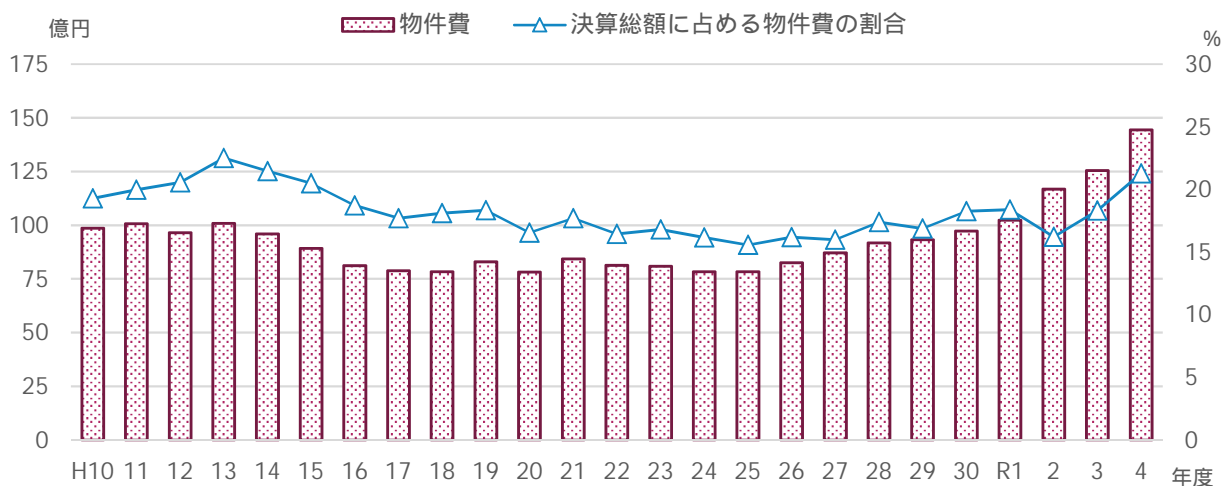
3 歳出

3.6 性質別経費の分析：物件費

3.6.1 物件費と決算総額に占める割合の推移

物件費とは、他の性質に属さない消費的支出で、需用費、使用料、委託料などがあります。

平成13年度からは様々な削減努力により減少傾向でしたが、平成25年度からは民間委託化、予防接種の定期接種化などにより委託料の増加による影響が大きく、物件費は毎年度増加しています。令和4年度は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る各種委託料や会場借上料の増、旧南永山小学校校舎等や旧多摩ニュータウン事業本部用地建物等の解体工事、校務支援システムの更新、パルテノン多摩の再開館による指定管理料及び物価高騰の影響などにより約18.9億円増加しています。



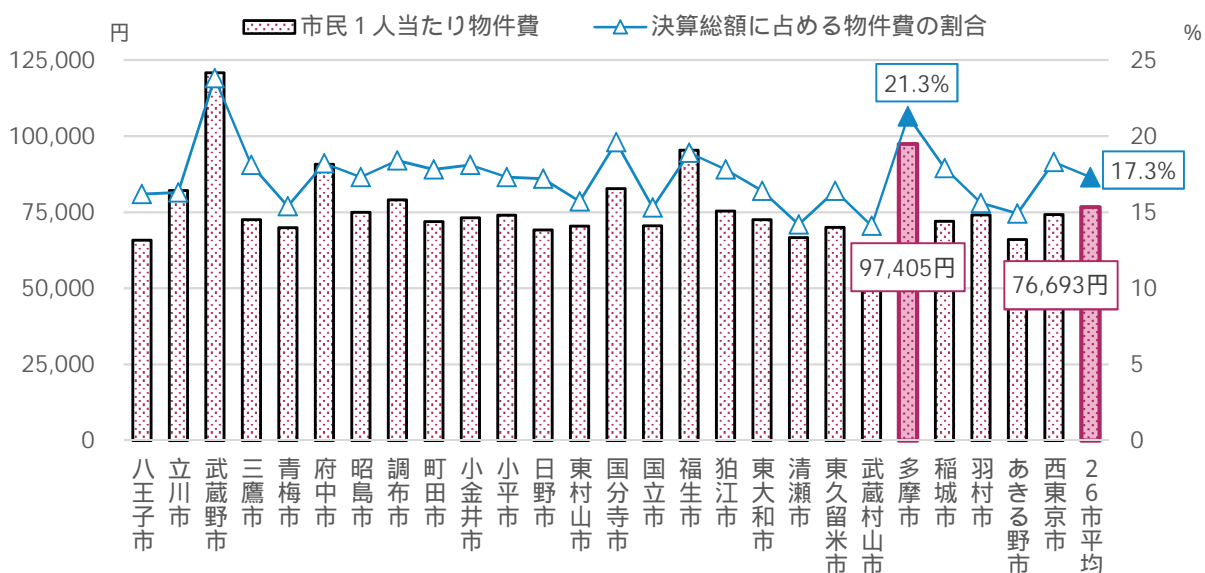
単位：千円、%

| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 物件費 | 9,169,969 | 9,327,162 | 9,723,838 | 10,238,862 | 11,680,297 | 12,545,938 | 14,436,346 |
| 決算総額に占める割合 | 17.4 | 16.9 | 18.2 | 18.3 | 16.2 | 18.3 | 21.3 |

(最終決算年度から7年間)

3.6.2 26市における市民1人当たりの物件費と決算総額に占める割合

多摩市は公共施設が多く、その維持管理のために経費がかかるため、他市に比べて物件費が高くなっています。また、外部委託を積極的に活用していることもその理由の1つです。

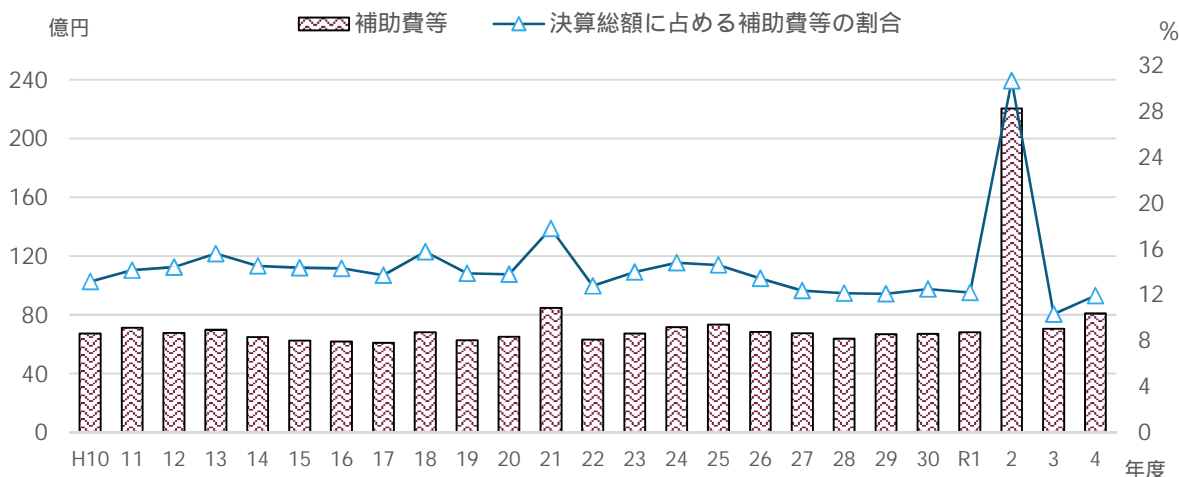


3 歳出

3.7 性質別経費の分析：補助費等

3.7.1 補助費等と決算総額に占める割合の推移

補助費等とは、市から他の地方公共団体や民間に対して行政上の目的により行う現金的給付です。補助金や交付金、一部事務組合への負担金などがこれに当たります。過去には急増しましたが、近年は抑制に努めています。平成21年度は定額給付金、令和2年度は特別定額給付金の給付により大きく増加しています。令和4年度はコロナ対策関係の国都補助金の返還が増加しています。



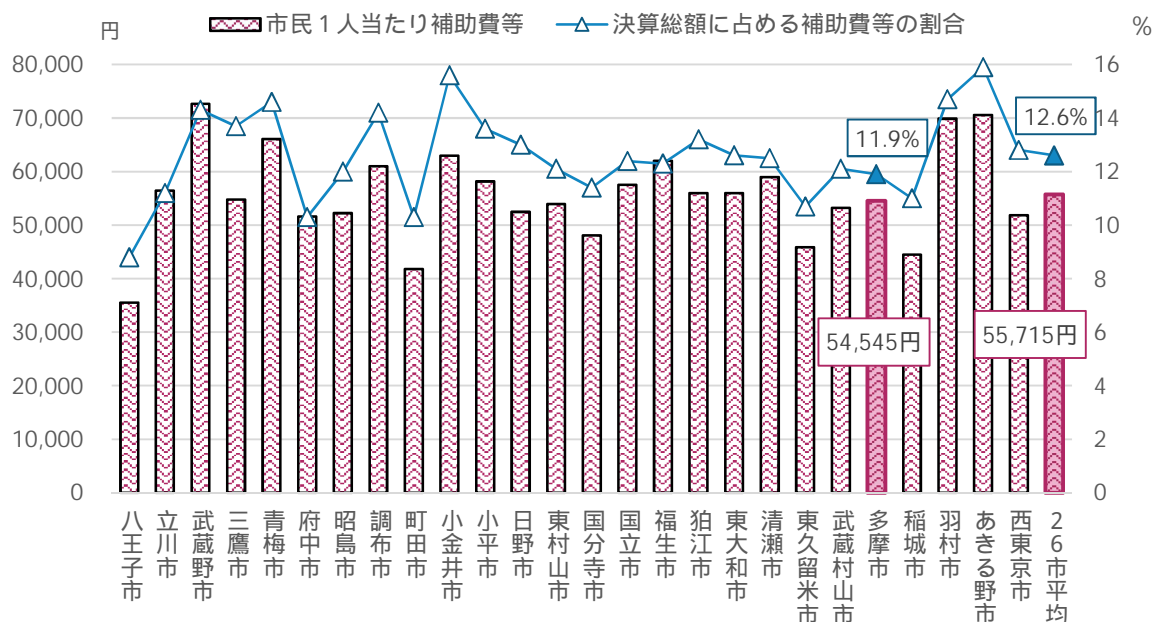
単位：千円、%

| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 補助費等 | 6,386,040 | 6,664,488 | 6,692,622 | 6,810,935 | 22,058,279 | 7,063,272 | 8,084,101 |
| 決算総額に占める割合 | 12.1 | 12.1 | 12.5 | 12.2 | 30.6 | 10.3 | 11.9 |

(最終決算年度から7年間)

3.7.2 26市における市民1人当たりの補助費等と決算総額に占める割合

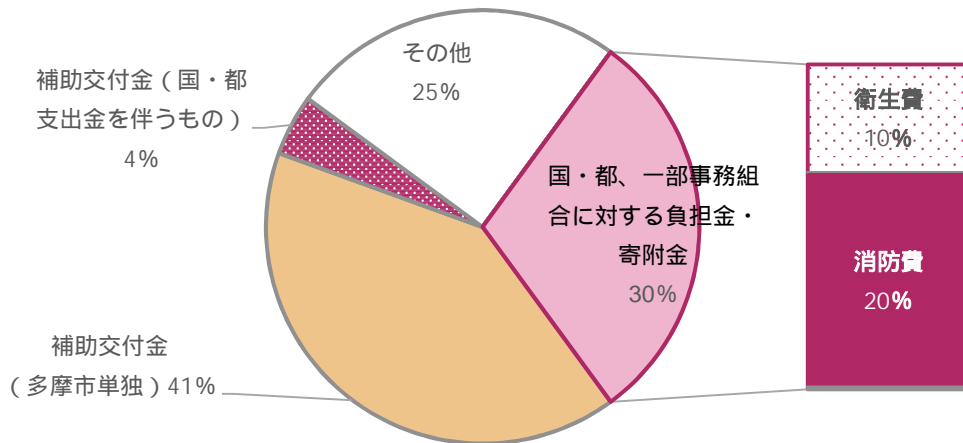
多摩市の補助費等については、下水道事業会計の公営企業化に伴う繰出金は他市と比べ低い水準にありますが、市単独で行った民生費関係への補助交付金が高い水準であるため、補助費等全体としては26市平均程度の水準となっています。



3 歳出

3.7.3 補助費等の内訳

国や都、一部事務組合に対する負担金のように、多摩市単独では決定できないものが例年多くを占め、その大半は消防やごみ処理など、市民生活に不可欠なものです。それ以外の補助金も、市民生活に関わりが深く、見直しに努めているものの、短期間で大幅に削減するのは難しいのが現状です。



単位：千円

| | 衛生費 | 消防費 | 民生費 | その他 | 計 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一部事務組合に対する負担金等 | 807,381 | 6,065 | 5,788 | 8,828 | 828,062 |
| 国・都に対する負担金等 | 0 | 1,573,474 | 7,694 | 6,309 | 1,587,477 |
| 補助交付金 (多摩市単独) | 67,962 | 750 | 2,657,748 | 555,965 | 3,282,425 |
| 補助交付金 (国・都支出金を伴うもの) | 0 | 0 | 315,471 | 51,191 | 366,662 |
| その他の負担金等 | 6,093 | 51,954 | 15,171 | 145,906 | 219,124 |
| その他 | 581,844 | 2,162 | 708,537 | 507,808 | 1,800,351 |
| 計 | 1,463,280 | 1,634,405 | 3,710,409 | 1,276,007 | 8,084,101 |

「一部事務組合に対する負担金等」の多くは衛生費で、主に多摩ニュータウン環境組合や東京たま広域資源循環組合への負担金で、ごみ処理のために使われました。

「国・都に対する負担金等」は主に東京消防庁に常備消防を事務委託している経費です。

「補助交付金 (多摩市単独)」の約81%は民生費で、更にそのうちの約48%が民間保育所の安定的な運営と充実のための補助です。

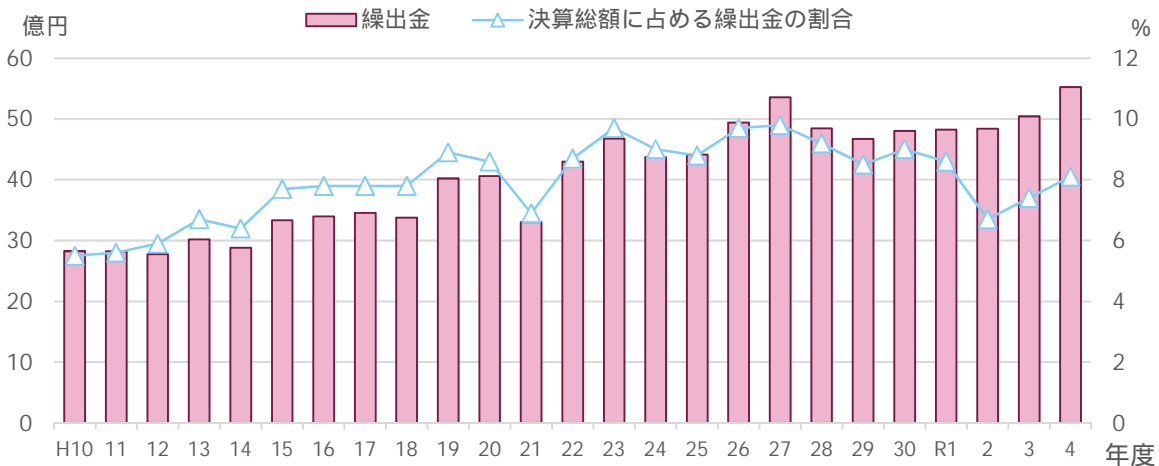
3 歳出

3.8 性質別経費の分析：繰出金

3.8.1 繰出金と決算総額に占める割合の推移

繰出金は、一般会計から特別会計に支出する経費です。

社会保障経費である、国民健康保険特別会計・介護保険特別会計への繰出金の総額は、昨年度と比べ増加しています。国民健康保険特別会計への繰出金は保険税率の引き上げや被保険者数の減少などにより減少傾向でしたが、近年、一人当たり医療費の増により増加しています。介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金は高齢化により増加傾向です。

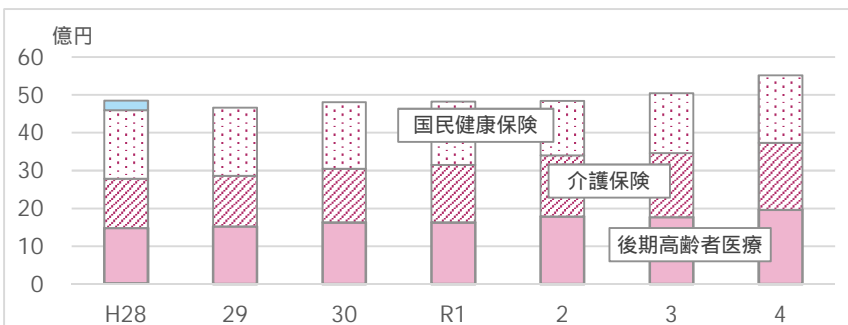


| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 繰出金 | 4,844,574 | 4,670,872 | 4,803,839 | 4,824,344 | 4,840,602 | 5,043,193 | 5,523,720 |
| 決算総額に占める割合 | 9.2 | 8.5 | 9.0 | 8.6 | 6.7 | 7.4 | 8.1 |

(最終決算年度から7年間)

会計毎の内訳 (上段は決算額、下段は構成比)

| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 下水道事業 | 254,718 5.3% | 1 | | | | | |
| 国民健康保険 | 1,804,671 37.2% | 1,807,944 38.7% | 1,754,218 36.5% | 1,630,369 33.8% | 1,438,018 29.7% | 1,583,007 31.4% | 1,789,905 32.4% |
| 介護保険 | 1,303,651 26.9% | 1,337,600 28.6% | 1,415,874 29.5% | 1,514,939 31.4% | 1,614,357 33.4% | 1,692,738 33.6% | 1,768,431 32.0% |
| 後期高齢者医療 | 1,457,413 30.1% | 1,525,328 32.7% | 1,633,747 34.0% | 1,679,036 34.8% | 1,788,227 36.9% | 1,767,448 35.0% | 1,965,384 35.6% |
| 介護保険サービス事業 | 24,121 0.5% | 2 | | | | | |



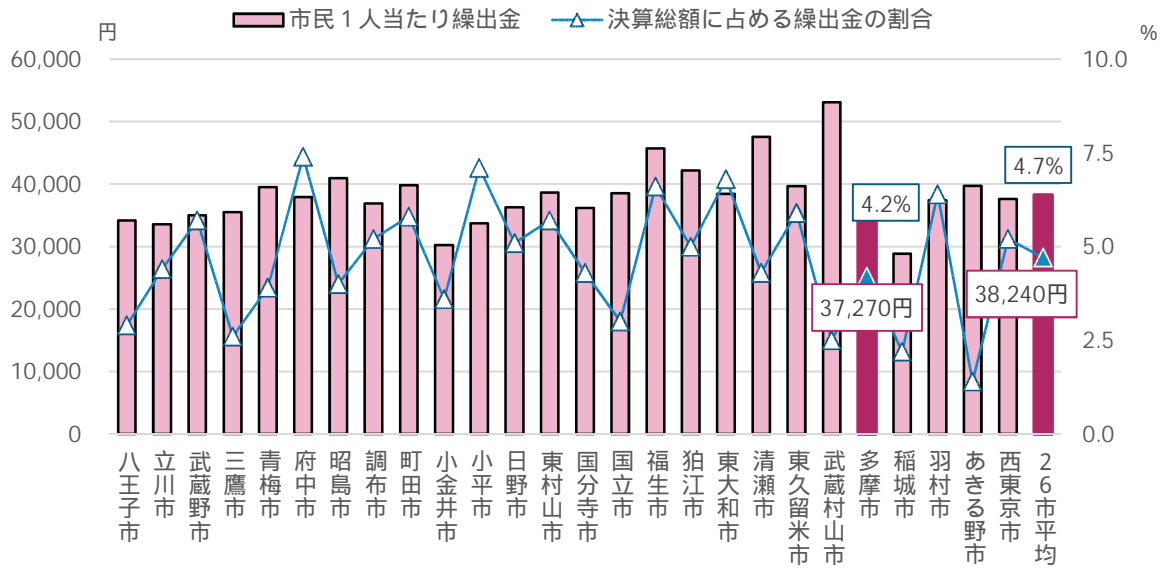
1 平成29年度に地方公営企業法を適用したことに伴い、性質が繰出金から補助費等に変更となりました。

2 介護保険サービス事業特別会計は平成25年度をもって終了し、地方債の償還等も平成28年で終了しました。

3 歳出

3.8.2 26市における市民1人当たりの繰出金と決算総額に占める割合

決算総額に占める割合は、26市中で少ない方から9位となり、26市平均よりも低くなっています。



4 基金・地方債・債務負担行為

4.1 基金の状況

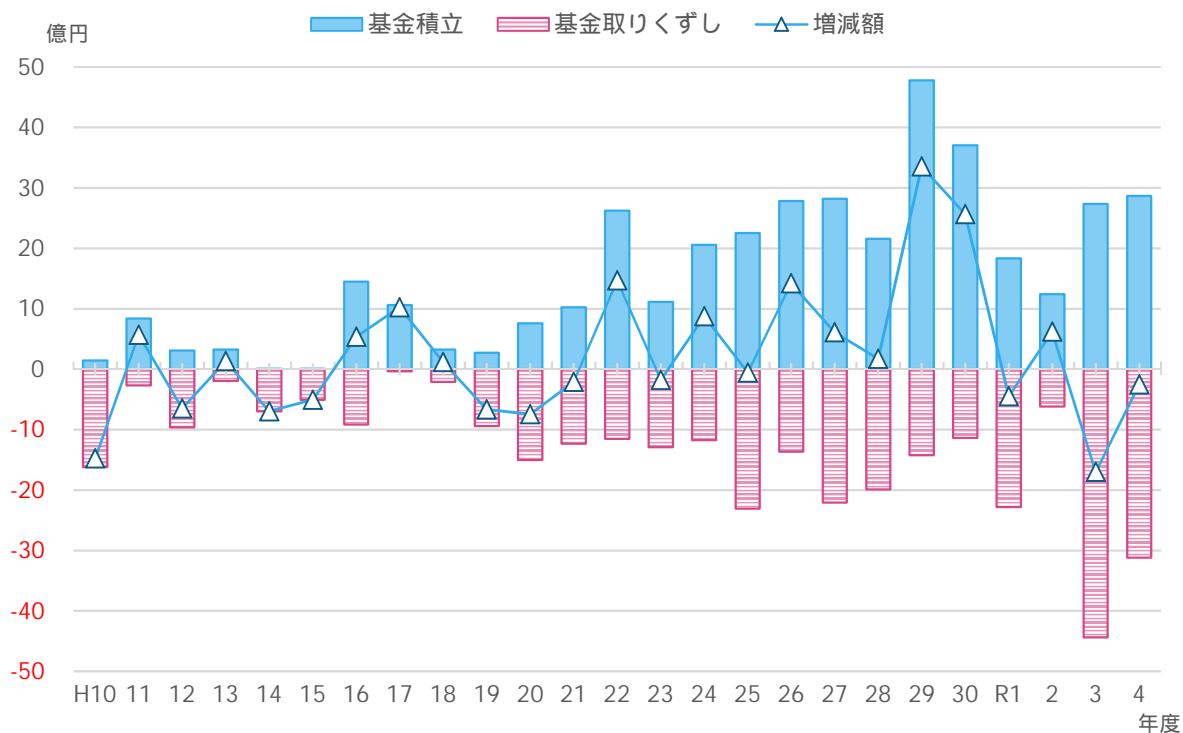
市の貯金を「基金」といいます。基金には特定の目的のために財産を維持したり、資金を積み立てるために設置された「特定目的基金」、財源の不足を補うために資金を積み立てる「財政調整基金」があります。これらの基金にお金を積み立てる経費を「積立金」、貯金を下ろすことを「取りくずし」といいます。財政状況が厳しくなると、財政調整基金への積立金は減少し、基金取りくずしが増加します。

令和4年度は、中央図書館の建設工事に都市計画基金の取りくずしを11億円行いましたが、令和3年度はパルテノン多摩の改修工事に33.2億円の取りくずしを行っているため、取りくずし額は前年度に比べ大幅に減少しました。基金全体では計約31.2億円を取りくずした一方、決算剰余金の一部（次頁参照）と予算執行の工夫などにより生み出した差金を基金に積み立て、積み立て総額は基金全体で約28.7億円となりました。

4.1.1 基金の積立と取りくずし状況の推移

近年の積立要因としては、平成26年度は市税や税連動交付金が増額となったこと、平成27年度は多摩清掃工場第二期施設建設工事損害賠償金返還金を積み立てたこと、平成29・30年度は旧西愛宕小学校用地の売払収入や今後予定される施設の大規模改修工事等に備えるため基金を積み立てたこと等があります。一方、取りくずし要因としては、平成28年度は多摩第二小学校などの小学校建替工事に充てるための公共建築物等整備保全基金、令和元年度は武道館及び陸上競技場改修工事のため、令和3年度はパルテノン多摩の改修工事のために都市計画基金の取りくずしを行ったこと等があります。

令和4年度は、中央図書館の建設工事等に都市計画基金の取りくずしを行いました。



単位：千円

| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 基金積立 | 2,160,679 | 4,780,326 | 3,703,477 | 1,832,849 | 1,240,784 | 2,737,181 | 2,867,915 |
| 基金取りくずし | 1,991,209 | 1,424,830 | 1,138,582 | 2,282,165 | 618,902 | 4,437,768 | 3,120,261 |

(最終決算年度から7年間)

4 基金・地方債・債務負担行為

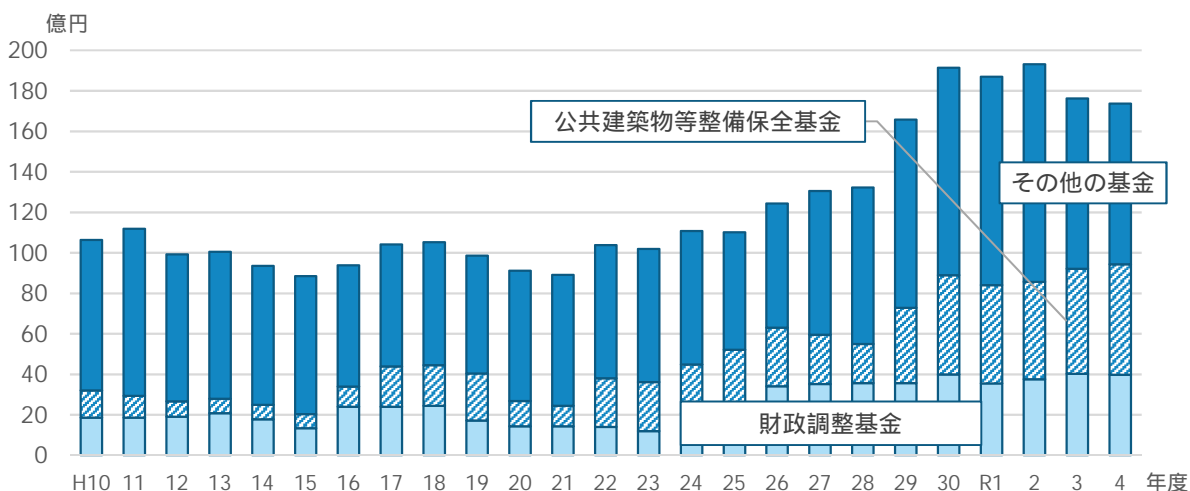
4.1.2 基金の内訳と推移

「財政調整基金」とは、財政状況の悪化により財源が著しく不足する場合等に、貯金をおろし不足を補うことを目的とする基金で、いわば普通預金のようなものです。一定の残高が確保されていないとその機能を果たすことができません。決算剰余金や執行段階での工夫・精査により生み出した財源を年度末に積み立てるなどの取り組みにより、基金の見直し方針で定めた目標額約30億円（標準財政規模の1割程度）を維持しています。

「公共建築物等整備保全基金」は、本市の公共施設及び都市基盤の整備保全に充てることを目的とする基金です。今後の公共施設などの大規模改修等を見据え、計画的な積立を行っていきます。

「その他の基金」は、都市計画基金や福祉基金などの特定目的基金です。また、令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症対策基金を設置していました。

令和3年度、4年度は、バルテノン多摩の改修工事や中央図書館の建設工事に、計画的に積立を行っていた都市計画基金を大きく取りくずしたため基金残高は減少しました。



積立基金の各年度末現在高

単位：千円

| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 財政調整基金 | 3,563,367 | 3,562,459 | 4,003,069 | 3,557,195 | 3,751,627 | 4,033,548 | 3,976,046 |
| 公共建築物等整備保全基金 | 1,940,298 | 3,718,176 | 4,891,323 | 4,844,453 | 4,819,472 | 5,180,301 | 5,460,014 |
| その他の基金 | 7,722,809 | 9,301,335 | 10,252,473 | 10,295,901 | 10,748,332 | 8,404,995 | 7,930,438 |
| 計 | 13,226,474 | 16,581,970 | 19,146,865 | 18,697,549 | 19,319,431 | 17,618,844 | 17,366,498 |

（最終決算年度から7年間）

〔コラム〕決算剰余金と財政調整基金

決算剰余金（前年度繰越金）とは、歳入歳出決算額の差引額から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支の黒字額のことです。一般的には標準財政規模（ ）の3%から5%程度が適当であるとされています。令和4年度決算額は、標準財政規模（32,000,535千円）に対し7.8%となりました。これは、税や税連動交付金の予算と決算の差額が増えたこと、国や都の支出金に余剰が生じたこと（この分は翌年度に返還します）などによります。

本市では、前年度決算額の確定を踏まえ、例年9月議会で決算剰余金の処分に関する予算処理を行っています。地方財政法の規定に沿い、決算剰余金の1/2以上を地方債の繰上償還又は、基金への積立を行うほか、国・都支出金の精算に伴う返還金や補正予算編成の財源としています。

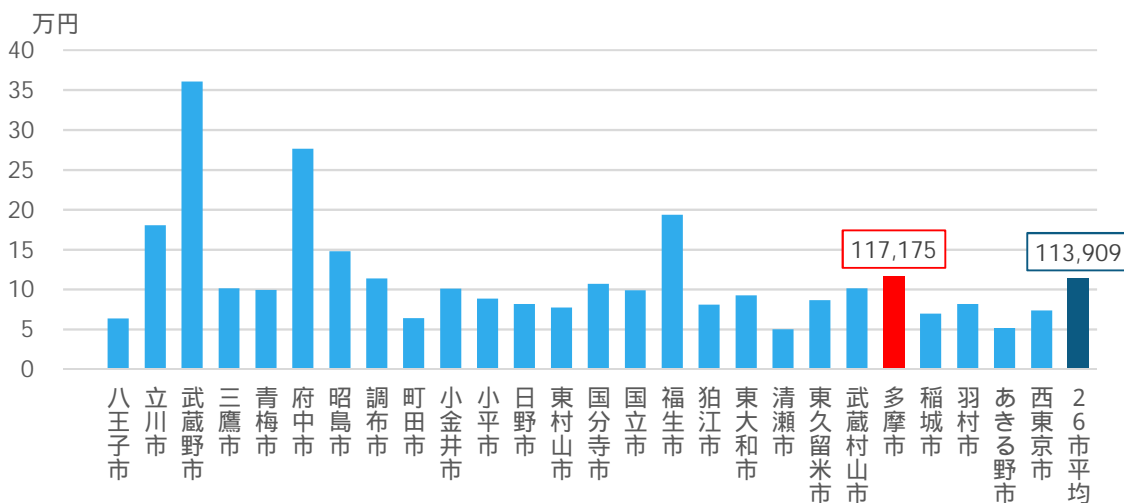
令和4年度決算剰余金は24.9億円となり、上記の規定に沿い、財政調整基金の積立と地方債の繰上償還を合わせて12.5億円を9月議会で予算計上する予定となっています。また、令和5年度における令和4年度の国都支出金精算に伴う返還金は現時点で9.9億円を見込んでいます。

標準財政規模とは、地方税、普通交付税、地方譲与税等の一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示すもの。

4 基金・地方債・債務負担行為

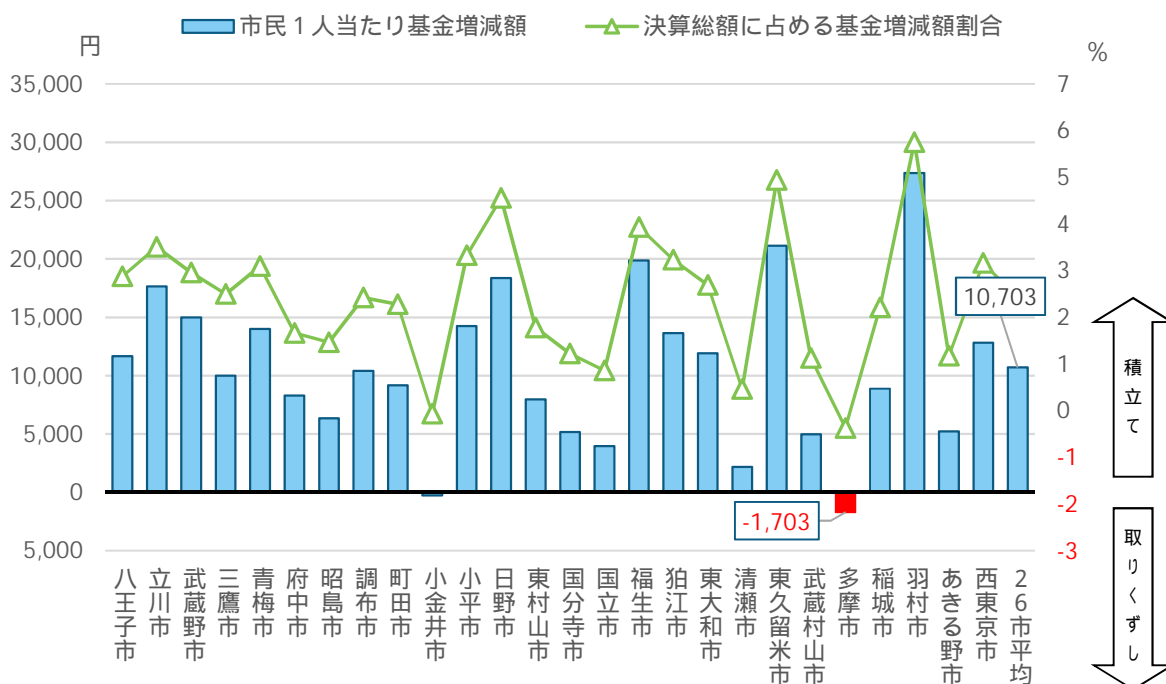
4.1.3 26市における市民1人当たりの基金残高

市民1人当たりの基金残高（積立基金・定額運用基金の合計額）は、26市中で多い方から6位となり、26市平均を上回る額になっています。健全で安定した財政運営を行うためには、適正な額の基金を確保することが必要不可欠です。



4.1.4 26市における市民1人当たりの基金増減額と決算総額に占める割合

令和4年度の市民1人当たりの積立基金増減額は、マイナスとなりました。これは、中央図書館の建設工事に都市計画基金を11億円充当したことなどによります。



4 基金・地方債・債務負担行為

4.2 地方債・債務負担行為の状況

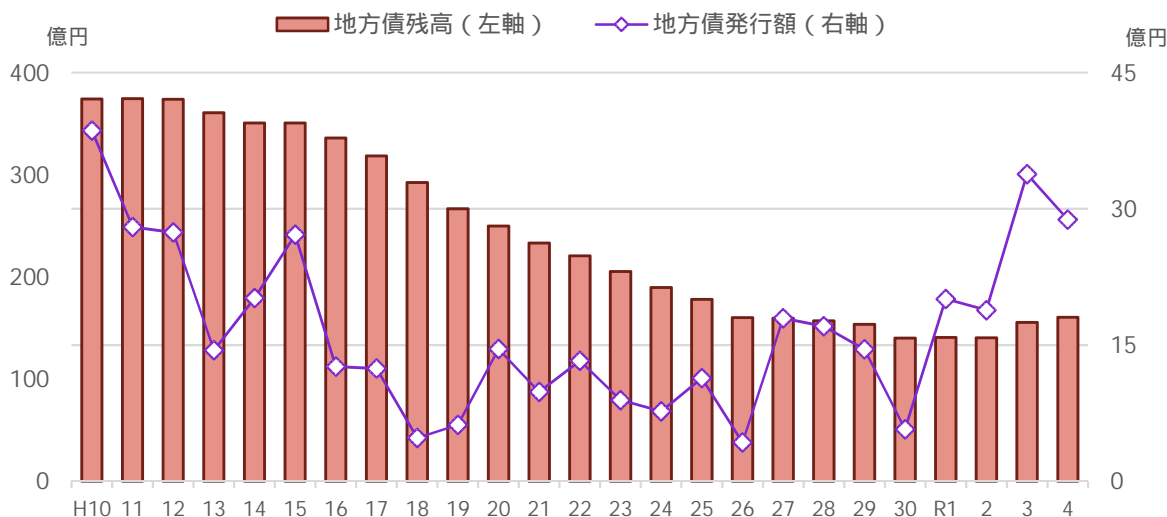
「地方債」は市の借金に例えられます。公共施設の整備や更新には、一時的に大きな財政負担が生じるため、その年度の収入だけで賄おうとすると、他の事業の財源が不足します。また、公共施設は長く使用するため、使用する世代も応分の負担をすることで、世代間負担の公平性が図られます。これらの観点から、普通建設費を対象として、地方債を発行しています。

一方、「債務負担行為」は分割払いに例えられ、複数年にわたり支払いを約束することです。学校などの施設や土地の支払いを分割で行う場合のほか、機器のリースやごみの収集委託など複数年の契約を結ぶ場合などに設定します。

4.2.1 地方債残高と地方債発行額の推移

地方債残高は、平成8年度に総合福祉センターの整備等の借入により大幅に増加し、高い水準で推移しましたが、その後は減少に転じ、現在はピーク時（平成11年度）の半分以下となっており、近年はほぼ横ばいに推移しています。地方債発行額は、令和3年度にパルテノン多摩等の大規模改修工事により大きく増加し、令和4年度も、中央図書館の建設工事等に地方債を発行したことにより、発行額全体は大きくなっています。

今後多くの公共施設が更新時期を迎えるため、増加が見込まれます。



単位：千円

| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 地方債残高 | 15,714,810 | 15,358,403 | 14,024,838 | 14,079,191 | 14,042,629 | 15,561,318 | 16,038,098 |
| 地方債発行額 | 1,707,800 | 1,452,300 | 571,100 | 2,004,600 | 1,882,100 | 3,379,400 | 2,879,800 |

(最終決算年度から7年間)

〔コラム〕世代間の公平負担

本来、その年度に使う経費はその年度で賄うのが原則ですが、学校の校舎などの「ハコ物」や道路などの公共施設は、数十年にわたって使っていきます。

そのため、公共施設の整備や更新に必要な財源は、現役世代だけでなく、その公共施設を使用する将来世代にも負担してもらおうのが公平と考えることができます。このことを「世代間の公平負担」といいます。

地方債は、単に不足する財源の穴埋めをするだけでなく、「世代間の公平負担」を確保するという側面もあります。とはいえ、現役世代が借金をしすぎて将来世代に「ツケをまわす」ことのないように、計画的な借入れと返済が求められます。

4 基金・地方債・債務負担行為

(資料) 令和4年度に発行した地方債一覧

| 事業名 | 発行額(千円) | 利率(%) | 借入年数(年) | 元利償還額(円) |
|---------------------------|-----------|-------|---------|---------------|
| 旧南永山小学校校舎・体育館等解体工事事業債 | 170,000 | 0.2 | 10 | 172,070,191 |
| 連光寺複合施設大規模改修工事事業債 | 70,000 | 0.3 | 10 | 71,070,630 |
| 鶴牧・落合・南野コミュニティセンター改修工事事業債 | 130,000 | 0.3 | 10 | 131,988,302 |
| 旧多摩ニュータウン事業本部用地建物等解体工事事業債 | 110,000 | 0.2 | 10 | 111,339,535 |
| 資源化センタープラント設備改修工事事業債 | 70,000 | 0.4 | 10 | 71,460,505 |
| 聖ヶ丘小学校大規模改造事業債 | 45,000 | 0.7 | 15 | 47,613,491 |
| 中学校空調設備設置工事事業債 | 14,800 | 0.2 | 5 | 14,879,533 |
| 関戸公民館改修工事事業債 | 70,000 | 0.2 | 10 | 70,852,432 |
| 多摩市立中央図書館建設工事事業債 | 2,200,000 | 0.35 | 15 | 2,260,878,603 |
| 合計 | 2,879,800 | | | 2,952,153,222 |

4 基金・地方債・債務負担行為

4.2.2 債務負担行為の推移（債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、一般財源で支払う額の推移）

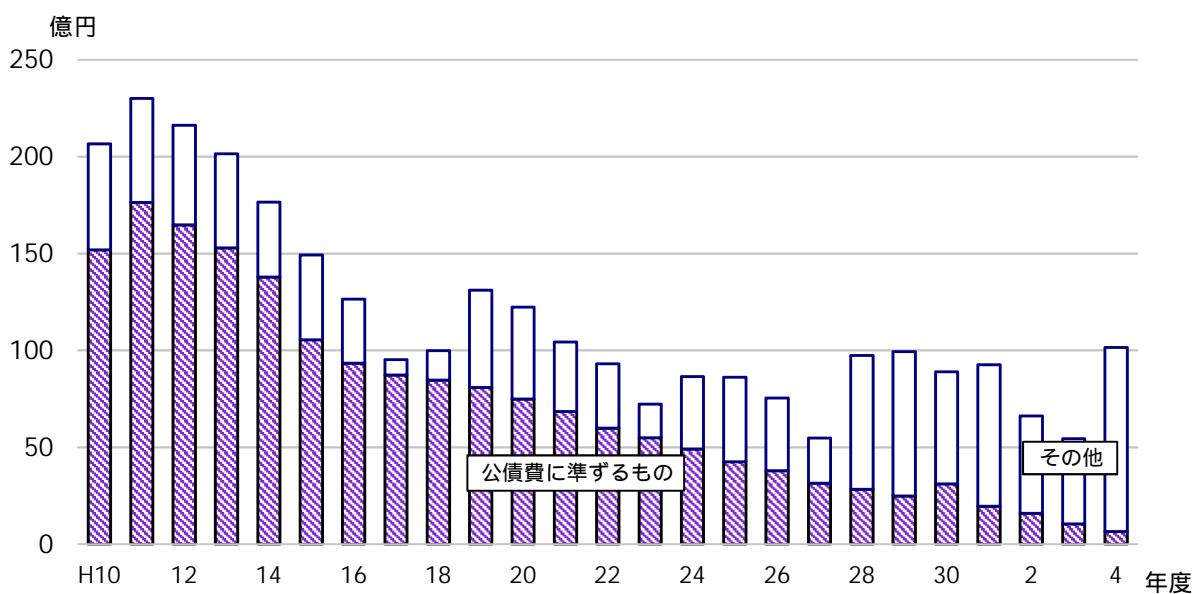
債務負担行為には、土地や建物等の資産を分割して購入する「公債費に準ずるもの」と長期の業務委託契約などの「その他」の2つに大別できます。

「公債費に準ずるもの」は、ニュータウン整備の際に、旧日本住宅公団（現在の都市再生機構）から公共施設を債務負担行為で買い取ったため、過去には非常に多かったものの、解消が進んでいます。

「その他」は周期的に増減を繰り返しますが、これはごみの収集や給食調理等の長期契約を結んだ年は増加し、年々減少するためです。

ここでは、市の実質的な負担額を見るため翌年度以降の支出予定額のうち、国や都の補助金や地方債を除いた一般財源等で支払う予定の額を記載しています。

令和4年度は、「公債費に準ずるもの」は、該当するニュータウン整備に係る債務負担行為の解消がさらに進んだことにより減少し、「その他」については、ごみの収集等に係る長期契約を結んだため、全体としては大きく増加しました。



単位：千円

| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公債費に準ずるもの | 2,833,023 | 2,479,904 | 3,103,440 | 1,959,429 | 1,583,358 | 1,045,772 | 649,801 |
| その他 | 6,901,564 | 7,463,959 | 5,783,478 | 7,306,091 | 5,035,955 | 4,401,258 | 9,494,906 |

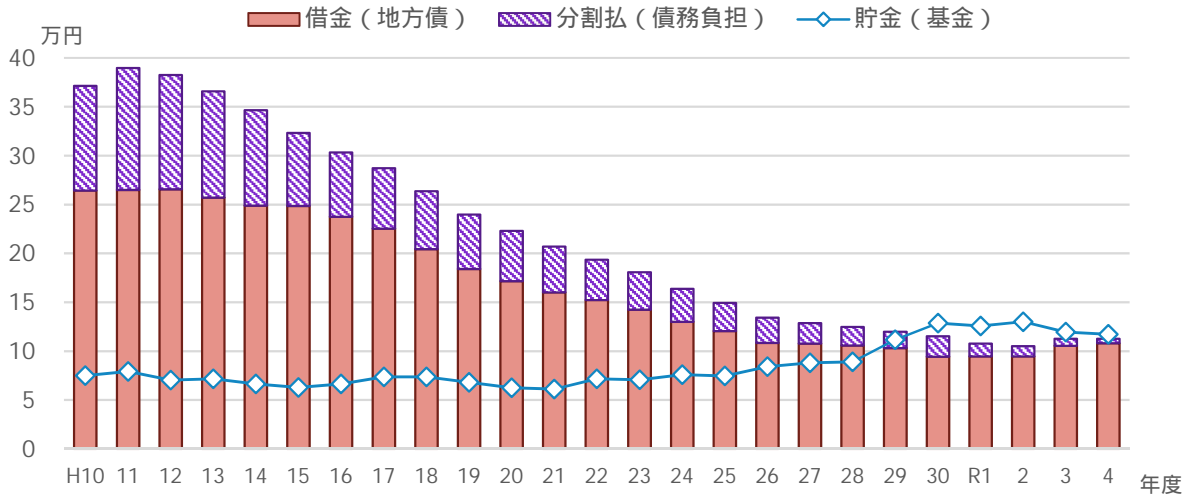
（最終決算年度から7年間）

4 基金・地方債・債務負担行為

4.2.3 市民1人当たり基金・地方債及び公債費に準ずる債務負担行為支出予定額の推移

地方債の残高と、債務負担行為のうち公債費に準ずるものの翌年度以降支出予定額の合計が、将来世代が負担する借金や分割払いの額といえます。これらの額と、貯金の額と言える基金残高について、市民一人当たりの額を算出しました。

近年は、貯金が借金及び分割払いの合計額を超えています。今後、多くの公共施設の更新時期を迎えるため、借金及び分割払いの合計額は貯金よりも大きくなる見込みです。引き続き借金の抑制に努め健全な財政運営を図ります。



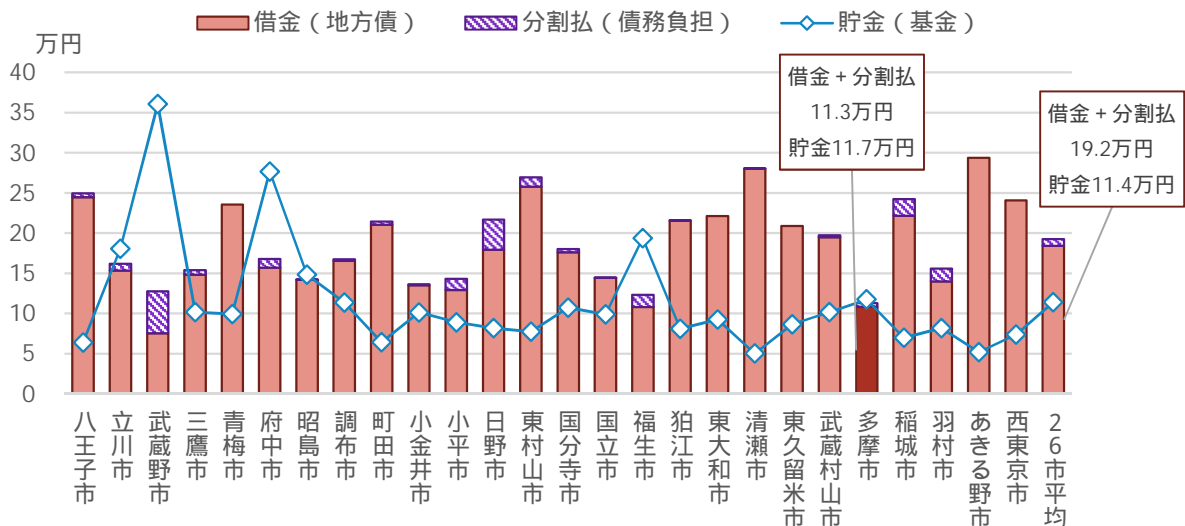
単位：円

| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 借金（地方債） | 105,816 | 103,268 | 94,322 | 94,604 | 94,577 | 105,480 | 108,212 |
| 分割払い（債務負担） | 19,076 | 16,675 | 20,872 | 13,166 | 10,664 | 7,089 | 4,384 |
| 貯金（基金） | 89,061 | 111,495 | 128,769 | 125,636 | 130,116 | 119,427 | 117,175 |

（最終決算年度から7年間）

4.2.4 26市における市民1人当たりの貯金と借金・分割払い

市民1人当たりの貯金（基金）から借金・分割払い（地方債・債務負担行為）を差し引いた金額の幅について、26市平均はマイナス7万8千円です。多摩市はプラス5千円で6番目に大きい差引幅となっています。



5 財政指標

自治体の財政状況を判断する目安を財政指標といいます。

主な財政指標として、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率などがあります。

平成19年度決算からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率という4つの指標を算定し公表することが義務付けられました。

5.1 財政力指数

財政力指数は「豊かさの指標」ともいわれます。地方交付税法に基づいて算定された基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値をいいます。

財政力指数が1以上のときは、収入額の方が需要額と比べて多い、ということでその自治体は豊かとされます。

また、財政力指数が1以上になると、普通交付税不交付団体となることから、交付税への依存の程度ともいえます。

この指標は年度によって変わるので、過去3年間の平均をとるのが一般的です。

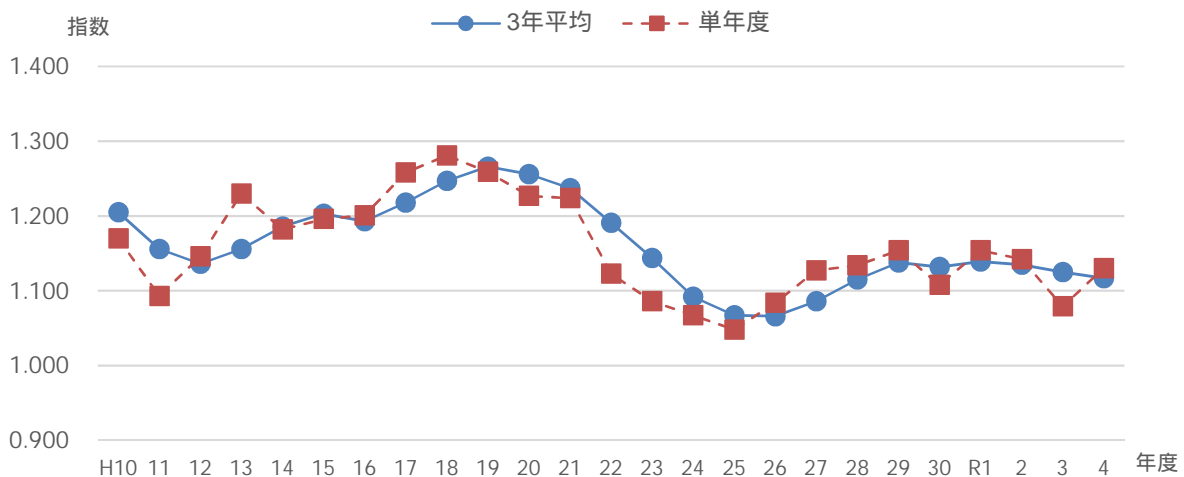
「基準財政需要額」…普通交付税の算定基礎となるもので、その自治体が標準的な行政サービスを住民に提供するのに必要な一般財源の額です。自治体が現実に支出する額ではなく、仮想の自治体を想定して、各行政分野について妥当な経費と考えられるものを積み上げた、いわばモデル計算です。

「基準財政収入額」…普通交付税の算定基礎となるもので、自治体の標準的な一般財源収入額として算定された額です。

5.1.1 財政力指数の推移

多摩市においては、ニュータウンの整備とともに大きく増加してきました。昭和62年度以降は、財政力指数が1を超えるとともに、普通交付税も不交付団体となっています。単年度指数は平成5年度以降1.2前後と高い水準で推移していましたが、平成18年度をピークに平成25年度まで減少が続き、近年では1.1前後となっています。

令和4年度は、税収等の増加により単年度指標は増加しましたが、3年平均は前年度と比べ減少しました。



| 年度 | H28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 3年平均 | 1.115 | 1.138 | 1.132 | 1.139 | 1.135 | 1.125 | 1.117 |
| 単年度 | 1.134 | 1.154 | 1.108 | 1.154 | 1.142 | 1.079 | 1.130 |

(最終決算年度から7年間)

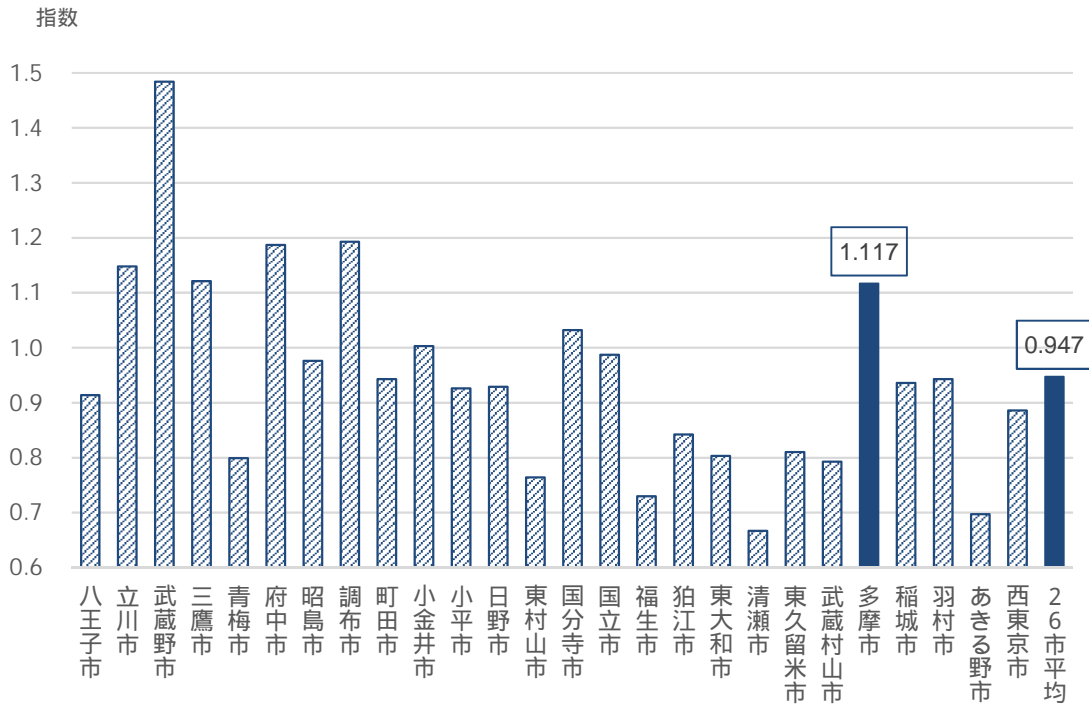
5 財政指標

5.1.2 26市の財政力指数

令和4年度における多摩市の財政力指数は1.117（3年平均）です。東京都の市は全国的にも高い水準にありますが、中でも多摩市は26市中「6位」で、26市平均と比べ高い数値となっています。

なお、単年度の財政力指数が「1」以上の場合、普通交付税は交付されません。

単年度の財政力指数が1以上の団体は、26市では多摩市を含め10市です。また、全国1,765団体（都道府県及び市町村）では、4.1%にあたる73団体です。



5 財政指標

5.2 公債費負担比率

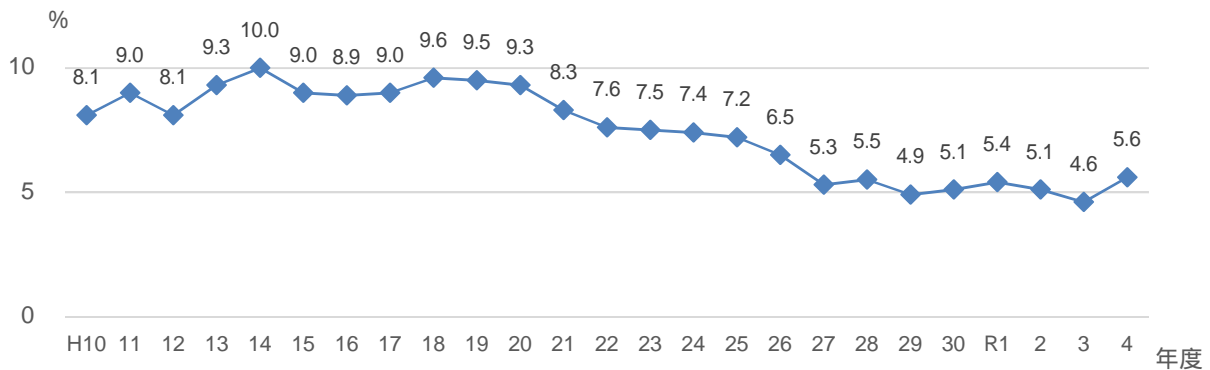
公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標の1つであり、一般財源の総額に対して、公債費（借入金の返済）に充てている一般財源の割合を示したものです。この比率が高くなると、財政硬直化の兆候といえます。一般的に15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号とされています。地方債を発行する際には後年度負担の増加に十分留意し、地方債に依存しない財政運営に努めなければなりません。

5.2.1 公債費負担比率の推移

令和4年度は5.6%で前年度に比べて1.0ポイント上昇しました。近年はほぼ横ばいで推移していますが、大規模公共施設の更新等により借入が増えるため、今後は少しずつ上昇していく見込みです。

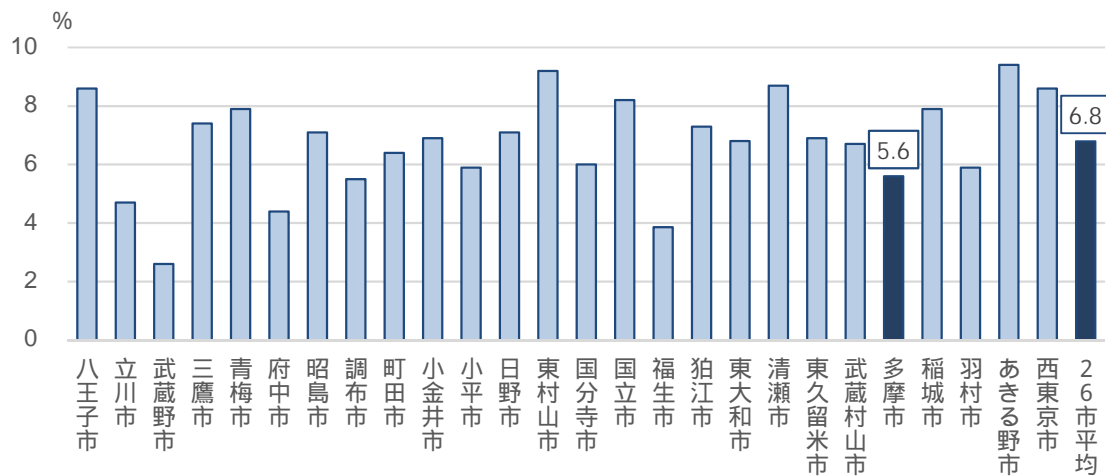
計算式

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源(2,344,565千円)}}{\text{一般財源総額(41,813,245千円)}} \times 100$$



5.2.2 26市の公債費負担比率

公債費負担比率は26市中6番目に低い数値となっています。



5 財政指標

5.3 経常収支比率

経常収支比率は財政構造の弾力性を示すもので、自治体の「エンゲル係数」のようなものです。

市税など経常的な収入のうち、どんな経費にも充てることができる一般財源（経常一般財源）がどの程度経常的な支出（経常的経費）に充てられているかによって、その自治体の弾力性をみようとするものです。この率が低いほど財政はしなやかで弾力性があるということで、新しい施策に充てられる財源を多く持っているということです。

一般的に、市では70～80%程度が適正水準と言われていますが、多摩市のようにインフラの整った都市部ではもう少し高めの数値となります。多摩市持続可能な市政運営のための取組み（令和2～5年度）では、決算時91%以下を目標として設定しながら、市民サービスの向上や財政運営の改善に努めています。

経常的経費…職員の人件費、生活保護費のような扶助費、施設建設などのための過去の借入金を毎年度計画的に返済する公債費、児童館やコミュニティセンターなどの管理運営費、道路や公園などの維持管理費など、継続して支出する固定的な経費を経常的経費といいます。

現在の算定方式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

平成13年度から減税補てん債と臨時財政対策債を分母に加えて算定する方式に変わりました。18年度に減税補てん債が終了し、25年度からは国の制度改正に伴い、普通交付税の不交付団体は臨時財政対策債の借入れができなくなったため、従来方式と現在の方式の数値は等しくなります。

5.3.1 経常収支比率の推移

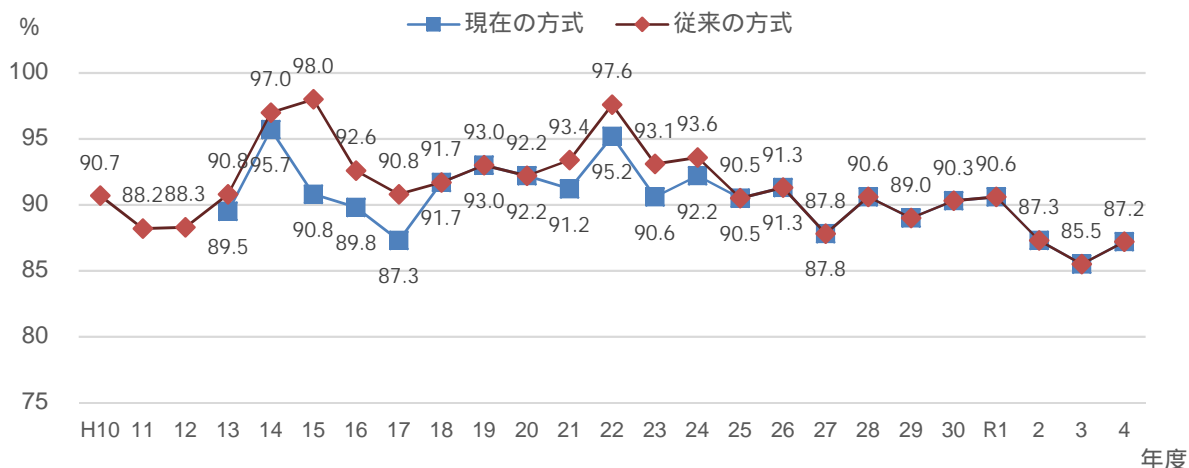
多摩市の経常収支比率は、平成5年度に80%を超えて以降年々高くなり、平成14年度は95.7%と非常に高い数値となりましたが、「多摩市行財政再構築プラン」による歳出の見直しなどにより改善に向かいました。その後、再び90%を超え、平成22年度には95.2%と平成14年度の状況に近づきましたが、平成23年度以降は改善しています。

多摩市のように都市基盤の整備が進んだ都市部では、新たな建設などは減るため、経常収支比率は高い傾向となることも確かです。とはいえ、歳入が急激に増加する見通しが困難な中で、新たな財政需要にこたえていくためには、歳出の構造を変えていくことが重要です。

令和4年度の経常収支比率は87.2%で、前年度より1.7ポイント上昇しました。

分母の経常一般財源総額では、株式等譲渡所得割交付金や配当割交付金が減少したものの、市税や法人事業税交付金の増加により、総額で6.6億円増加し、1.7ポイント分改善しました。

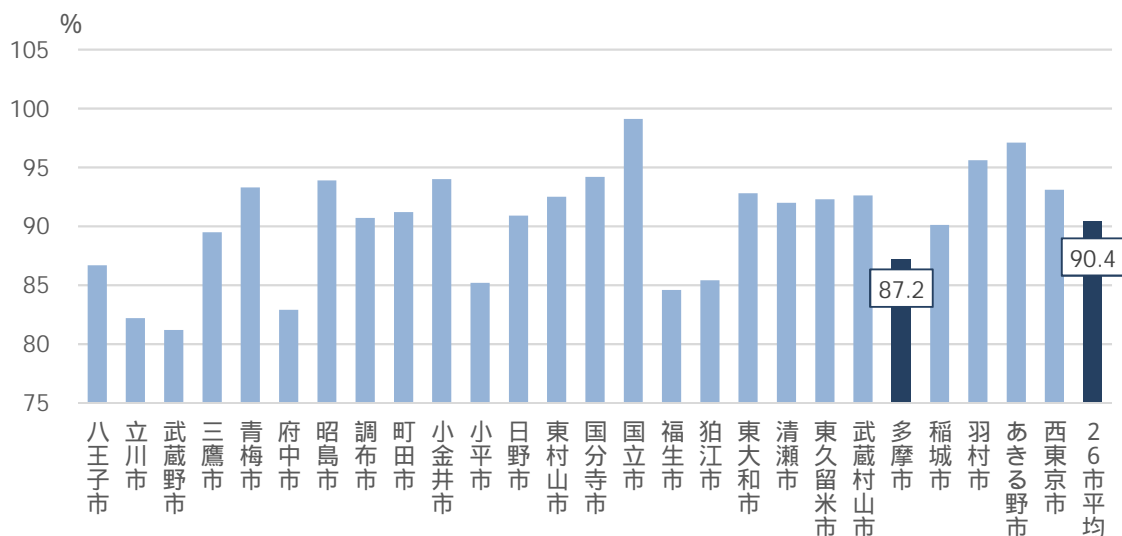
一方、分子の経常的経費充当一般財源は、人件費や補助費等に対する額が減少したものの、物件費や公債費に対する額の増加により、総額で11.5億円増加し、3.5ポイント分上昇しました。



5 財政指標

5.3.2 26市の経常収支比率

令和4年度の多摩市の経常収支比率は87.2%で、26市との比較では8位となり平均値90.4%に対し3.2ポイント低い結果となりました。なお、算定方式は臨時財政対策債が計算の分母に加わるため、臨時財政対策債発行額の多寡により、数値が大きく変動します。

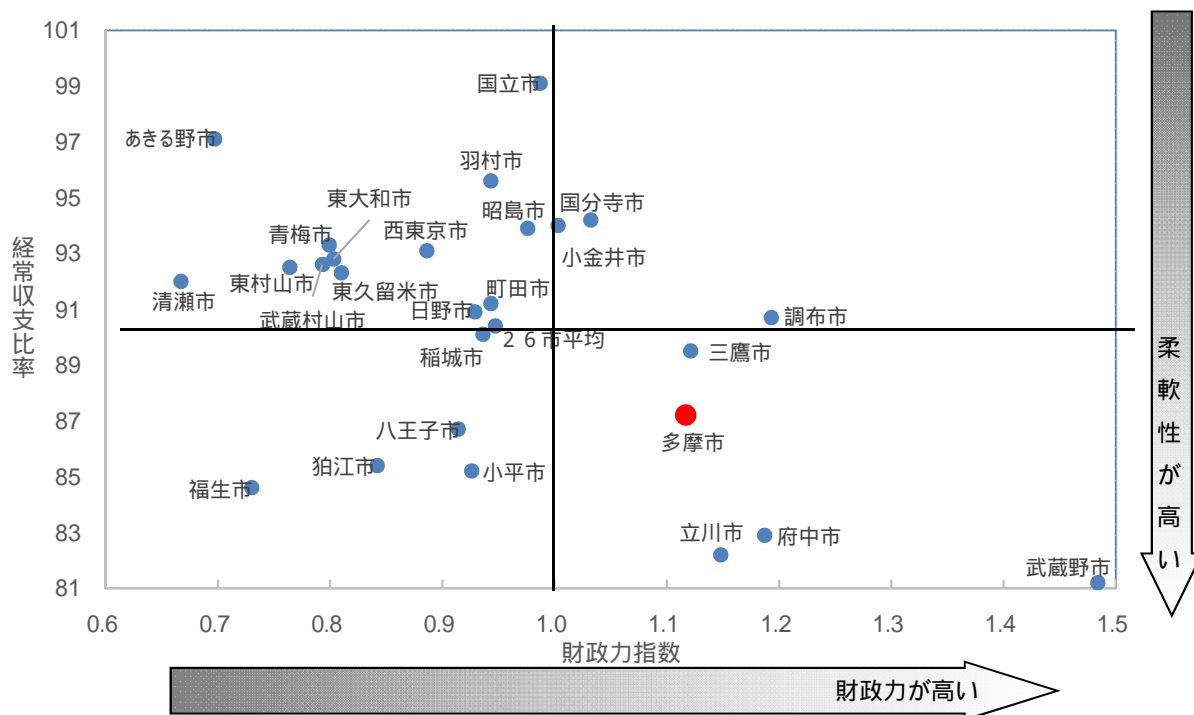


5.3.3 26市の経常収支比率・財政力指数の関係

令和4年度の各市の経常収支比率と財政力指数を分布図で示すと、下のようになります。

多摩市は、26市の中で財政力は高く（良く）、経常収支比率も平均より低く（良く）なっています。

今後も多摩市が健全財政を維持していくためには、人件費、公債費などの義務的経費のほか、各種事業や施設の維持管理に係る経常的経費をより一層見直すとともに、新たな歳入の確保が必要です。



5 財政指標

5.4 健全化判断比率等

平成18年度に話題となった地方自治体の破綻などを受け、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。これにより、平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）の算定・公表が義務付けられました。

本法は、従来の地方財政再建制度の問題点を克服するため、分かりやすい指標を作り、普通会計以外の会計や一部事務組合、出資法人等も対象とし、財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設定しているという特徴があります。

平成19年度決算では各指標の算定と公表だけが義務付けられましたが、平成20年度決算からは算定した指標が基準以上となった場合に財政健全化計画等の計画策定義務が生じます。

5.4.1 健全化判断比率

令和4年度決算に基づき算定した多摩市の健全化判断比率（4指標）は、平成19～令和3年度決算に引き続き、4指標全てにおいて早期健全化基準を下回っており、健全性が保たれています。

（単位：％）

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|-----------|--------|----------|---------|--------|
| 多摩市 算定数値 | - | - | 3.0 | - |
| 早期健全化基準 1 | 11.72 | 16.72 | 25.00 | 350.00 |
| 財政再生基準 2 | 20.00 | 30.00 | 35.00 | |

- この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第1号を基に作成しています。
- 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載しています。
 - 健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。（自主的な改善努力による健全化の段階）
 - 健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。（国等の関与による確実な再生の段階）

5.4.2 資金不足比率

多摩市において資金不足比率の算定対象となる公営企業会計は、下水道事業会計のみです。

下水道事業会計の令和4年度決算は、平成19～令和3年度決算と同様に「資金の不足額」が生じていないため、資金不足比率は「-」となり経営健全化基準を下回っています。

| | 特別会計の名称 | 資金不足比率（％） | 事業の規模 |
|-----------|---------|-----------|-------------|
| 多摩市 算定数値 | 下水道事業会計 | - | 2,223,500千円 |
| 経営健全化基準 3 | | 20.0 | |

- この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第15号を基に作成しています。
- 資金の不足額がない場合は、「-」を記載しています。
- 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」第17条第1号の規定により事業の規模（営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額）を記載しています。
 - 資金不足比率が、経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定しなければなりません。

5 財政指標

5.4.3 健全化判断比率等の概要について

ア. 実質赤字比率（一般会計等の実質赤字の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等 ... 多摩市では一般会計のみが該当（平成20年度までは受託水道事業特別会計が該当）
 実質赤字額 ... 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

(イ) 令和4年度決算に基づく算定数値

「一般会計等の実質赤字額」は生じていません。（実質収支額は黒字の2,485,054千円）
 実質赤字額がないため、判断比率は「-」を記載しています。

イ. 連結実質赤字比率（全ての会計の実質赤字の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \{ (イ+ロ) - (ハ+ニ) \}}{\text{標準財政規模}}$$

全ての会計... 多摩市の全会計、一般会計と4つ（国民健康保険、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療）の特別会計が該当（平成25年度までは介護保険サービス事業が該当）

連結実質赤字額... イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の、当該超える額

- ・イ... 一般会計及び公営企業（下水道事業会計）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ・ロ... 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ・ハ... 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ・ニ... 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(イ) 令和4年度決算に基づく算定数値

全ての会計が黒字であり「連結実質赤字額」は生じていません。（実質収支額の合計 15,236,927千円）連結実質赤字額がないため、判断比率は「-」を記載しています。

ウ. 実質公債費比率（公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

準元利償還... イからホまでの合計額

- ・イ... 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・ロ... 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・ハ... 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・ニ... 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ・ホ... 一時借入金の利子

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額... 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

(イ) 令和4年度決算に基づく算定数値

- ・各年度ごと（単年度）の実質公債費比率

| | | | |
|----------|-------|---|----------------------------------|
| R2年度 ... | 1.86% | } | 3か年平均（「3か年の合計」÷3で、小数点以下第2位を切り捨て） |
| R3年度 ... | 3.71% | | |
| R4年度 ... | 3.61% | | |

5 財政指標

エ. 将来負担比率（地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額... イからチまでの合計額

- ・イ...一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ロ...債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ・ハ...一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ・ニ...当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・ホ...退職手当支給予定額（全職員に対する期末支支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ヘ...地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ト...連結実質赤字額
- ・チ...組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額... イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

特定財源見込額... イからニまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入見込額

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

...地方交付税法の規定により、イからニまでに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

(イ) 令和4年度決算に基づく算定数値

将来負担額（イからチまでの合計額19,447,405千円）に対して、そこから差し引く「充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」は28,316,256千円であり、計算上の分子（将来負担）がマイナスになるため、判断比率は「-」を記載しています。

オ. 資金不足比率（公営企業会計ごとの資金不足の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額...（流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産） - 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額...事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。（多摩市では資金不足額が生じていないため算定していません）

事業の規模...営業収益の額 - 受託工事収益の額

(イ) 令和4年度決算に基づく算定数値

下水道事業会計では、「資金不足額」は生じていません。（剰余額 11,100,128千円）

資金の不足額がないため、資金不足比率は「-」を記載しています。

5 財政指標

〔コラム〕実質収支額（剰余額）等を使って財政指標を算定してみると...

財政健全化法に伴う財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）算定において、令和4年度決算に基づく数値では、5つの指標のうち4つが「-（算定不可）」となっています。これは、「赤字額」や「将来負担額」、「資金の不足額」が生じていないためです。

仮に、各会計の実質収支額（剰余額・黒字額）等を利用して財政指標を算定してみますと

| | | | |
|------------|-------|--------|------------|
| 実質赤字比率 | 「 - 」 | 7.76% | （ 9.04% ） |
| 連結実質赤字比率 | 「 - 」 | 47.61% | （ 45.87% ） |
| 実質公債費比率 | 3.0% | 3.0% | （ 2.9% ） |
| 将来負担比率 | 「 - 」 | 28.7% | （ 35.2% ） |
| 資金不足比率（下水） | 「 - 」 | 499.2% | （ 463.8% ） |

と、マイナスの指数になります。

（ ）は前年度数値

実質赤字比率や連結実質赤字比率、資金不足比率については、マイナスの数値が大きいということは、それだけ剰余額が多かったということではありますが、一般的に「実質収支比率（標準財政規模に対する実質収支額の割合）は3～5%程度が望ましい」と言われていることから、マイナスの数値が大きい（数値が低い）ほど良いという指標ではありません。

一方、実質公債費比率と将来負担比率は、マイナスの数値が大きい（数値が低い）ほど公債費や将来負担額の比重が軽く、財政の健全性が高いといえます。

総務省から算定結果が公表されている令和3年度決算に基づく実質公債費比率、将来負担比率を他団体と比較すると、実質公債費比率は、東京都市町村の平均より数値が高くなりましたが、全国平均よりは低く、また、将来負担比率も、全国平均よりも数値が低くなっており、「多摩市の財政は健全性が高い」ということが確認できます。

（参考）令和3年度決算に基づく健全化判断比率の他団体との比較

| | 多摩市 令和3年度決算に 基づく算定結果 | 各指標の平均値 | | 早期健全化基準を超える団体の数 | |
|----------|----------------------------|-------------|------------|-----------------|------------|
| | | 全国の 市区町村 | 東京都 市町村 | 全国 (都道府県を含む) | 東京都 市町村 |
| 実質赤字比率 | 9.04% | | | なし | なし |
| 連結実質赤字比率 | 45.87% | | | なし | なし |
| 実質公債費比率 | 2.9% | 5.5% | 1.1% | 1団体 | なし |
| 将来負担比率 | 35.2% | 15.4% | | なし | なし |

5 財政指標

(参考) 決算に基づく健全化判断比率等の算定結果の詳細について

健全化判断比率・資金不足算定の計算式に、算定に用いた数値をあてはめて、各指標算定の詳細を説明します

平成20年度の決算統計から「臨時財政対策債発行可能額」が「標準財政規模」のうち数に改められたため、健全化判断比率算定に用いる「標準財政規模」と決算統計における「標準財政規模」は一致するようになりました。

ア. 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \{ \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}) \}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{0 + (0 + 0)}{32,000,535} = \boxed{\text{なし}}$$

一般会計等 多摩市では一般会計のみが該当

| | |
|--|------------|
| 標準財政規模 | 32,000,535 |
| 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 繰上充用は行っていない | 0 |
| 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 支払繰延額はない | 0 |
| 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 歳入不足のための事業繰越額はない | 0 |

イ. 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(\text{イ} + \text{ロ}) \text{が} (\text{ハ} + \text{ニ}) \text{を超える場合の、当該超える額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{(0 + 0) - (4,136,799 + 11,100,128)}{32,000,535} = \boxed{\text{なし}}$$

| | |
|--|------------|
| 標準財政規模 | 32,000,535 |
| (イ) 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額 対象となる会計は一般会計と3つ（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）の特別会計。 全ての会計において実質赤字額なし | 0 |
| (ロ) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 対象となる会計は下水道事業会計。資金不足額なし | 0 |
| (ハ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 対象となる会計は上記(イ)と同じ。4つの会計の実質黒字（実質収支額）の合計額 | 4,136,799 |
| (ニ) 公営企業の特別会計のうち、資金の余剰額を生じた会計の資金の余剰額の合計額 対象となる会計は上記(ロ)と同じ。下水道事業会計の資金剰余額（実質収支額） | 11,100,128 |

単位はすべて千円

5 財政指標

ウ. 実質公債費比率

| | | |
|-----------|--|------------|
| 実質公債費比率 = | $\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ | の3ヵ年平均 |
| R2年度 | $= \frac{(2,450,932) - (1,896,771)}{(31,128,105) - (1,328,009)}$ | = 1.85959% |
| R3年度 | $= \frac{(2,571,568) - (1,474,076)}{(30,791,116) - (1,244,557)}$ | = 3.71445% |
| R4年度 | $= \frac{(2,688,650) - (1,576,266)}{(32,000,535) - (1,160,073)}$ | = 3.60690% |
| | 3ヵ年平均 (小数点以下第二位を切り捨てて表示) | 3.0% |

| | R2決算 | R3決算 | R4決算 |
|--|-------------------|-------------------|-------------------|
| 元利償還金(繰上償還額等を除く) 一般会計歳入歳出決算書の数値 | 1,994,771 | 1,918,926 | 2,192,576 |
| 準元利償還金 下記(イ)~(ホ)の合計額 | | | |
| (イ)満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当りの元金償還金相当額 満期一括の地方債償還額なし | 0 | 0 | 0 |
| (ロ)一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの 下水道事業会計への繰出金(地方債償還・雨水分) | 42,520 | 39,194 | 34,525 |
| (ハ)組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還分 | 21,967 | 1,279 | 1,045 |
| (ニ)債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの 資源化センター用地買戻し分、関戸公民館施設買戻し分など | 391,674 | 612,169 | 460,504 |
| (ホ)一時借入金の利子 一時借入金の借入なし | 0 | 0 | 0 |
| 標準財政規模 | 31,128,105 | 30,791,116 | 32,000,535 |
| 特定財源 東京都補助金(ニュータウン財政補充)+市営住宅使用料の一部+元利償還金等の財源に充てたと認められる都市計画税収入額 | 568,762 | 229,519 | 416,193 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額 | 1,328,009 | 1,244,557 | 1,160,073 |

単位はすべて千円

5 財政指標

エ. 将来負担比率

| | | |
|---|--|------------|
| 将来負担比率 = | $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額}}$ | |
| = | $\frac{19,447,405 - (18,287,095 + 3,054,201 + 6,974,960)}{32,000,535 - 1,160,073}$ | なし |
| 将来負担額 | 下記(イ)~(チ)の合計額 | |
| (イ) 一般会計等の地方債現在高 | 主要施策の成果説明書の令和4年度末地方債残高を使用 | 16,038,098 |
| (ロ) 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの) | 普通会計(決算統計)の令和4年度末債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、地方債を原資にすることが可能なものの合計額 | 583,080 |
| (ハ) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 | 下水道事業会計の雨水負担分 | 123,013 |
| (ニ) 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 | 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還見込額(東京たま広域資源循環組合) | 7,397 |
| (ホ) 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 | 全職員が一斉に退職したことを想定した負担見込額 | 2,695,817 |
| (ヘ) 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 | 該当なし | 0 |
| (ト) 連結実質赤字額 | 該当なし | 0 |
| (チ) 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 | 該当なし | 0 |
| 充当可能基金額 | 一般会計、特別会計の各基金のうち、総務省の定めるところにより算定した上記(イ)~(ヘ)の償還等に充てることのできる地方自治法第241条の基金残高合計額 | 18,287,095 |
| 特定財源見込額 | 上記(イ)~(三)の償還額等に充てることのできる特定の歳入見込で、東京都補助金(ニュータウン財政補完) + 市営住宅使用料の一部 + 都市計画税収入額の一部を算入 | 3,054,201 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 地方交付税法の規定により、(イ)~(二)に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額 | 6,974,960 |
| 標準財政規模 | | 32,000,535 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 | 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額 | 1,160,073 |

単位はすべて千円

5 財政指標

オ. 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした}) - \text{地方債の現在高} - \text{流動資産} - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}}$$

$$= \frac{(\quad 452,503 \quad + \quad 0 \quad - \quad 11,552,631 \quad) - \quad 0}{2,223,500 \quad - \quad 0} = \boxed{\text{なし}}$$

多摩市で該当となる会計は、下水道事業会計のみ

| | |
|--|------------|
| 流動負債 | 452,503 |
| 貸借対照表 負債の部 流動負債合計から企業債等を控除した額 | |
| 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 | 0 |
| 該当なし | |
| 流動資産 | 11,552,631 |
| 貸借対照表 資産の部 流動資産合計 | |
| 解消可能資金不足額 = 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。 | 0 |
| 資金不足額が生じていないため算定せず | |
| 営業収益の額 | 2,223,500 |
| 損益計算書 営業収益の額 | |
| 受託工事収益の額 | 0 |
| 該当なし | |

単位はすべて千円

令和4年度 多摩市の財政状況(決算の概要)

印刷物番号 5-12
編集 多摩市企画政策部財政課
〒206-8666
東京都多摩市関戸六丁目12番地1
042(338)6814
発行 令和5年8月
印刷 庁内印刷